

ひと ひと ひび かがや
女と男が響き輝く・からつ

唐津市男女共同参画基本計画 (第4次)

令和2年3月

唐津市

(R2.2.7 現在)

はじめに

唐津市では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成17年9月に「唐津市男女共同参画行動計画」を策定し、問題解決に向けた取組を進めて参りました。……

令和2年3月

唐津市長 峰 達 郎

目 次

第 1 部 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 推進体制	4

第 2 部 計画策定の背景

1 施策動向	5
2 男女共同参画を取り巻く唐津市の現状	11
3 前回計画の評価	21
4 今後の課題	24

第 3 部 計画の内容

1 基本理念と4つの基本目標	25
2 計画の体系図	26
3 今回計画で強調している視点	28
4 施策の展開	29

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり	29
施策の方向（1）固定的な性別役割分担意識の解消	31
施策の方向（2）幼少期からの男女共同参画意識の形成	35
施策の方向（3）政策・方針決定過程への女性の参画促進	39
施策の方向（4）市役所での取組強化	42

基本目標 2 安全・安心な社会づくり	44
施策の方向 (1) 地域防災における男女共同参画の推進	46
施策の方向 (2) 生涯を通じた心身の健康支援	48
施策の方向 (3) 暮らしに困難を抱えた人への支援	52
基本目標 3 男女がともに働きやすい環境づくり 【唐津市女性活躍推進計画 (第 2 次)】	55
施策の方向 (1) 職場における男女共同参画と女性活躍の推進	57
施策の方向 (2) 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進	60
施策の方向 (3) ワーク・ライフ・バランスの推進	62
基本目標 4 男女間の暴力のない社会づくり 【唐津市 DV 被害者支援基本計画 (第 3 次)】	65
施策の方向 (1) 男女間のあらゆる暴力の根絶	67
施策の方向 (2) 相談体制の整備と被害者支援の充実	71
施策の方向 (3) 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化	75
5 成果指標・活動指標一覧	77

参考資料

1 唐津市男女共同参画推進協議会委員名簿	81
2 唐津市男女共同参画推進協議会設置要綱	82
3 唐津市男女共同参画推進本部設置要綱	83
4 唐津市男女共同参画基本計画 (第 4 次) 策定の経緯	84
5 唐津市男女共同参画行動計画 (第 3 次) などの評価	89
6 男女共同参画行政年表	91
7 関連法令	94
8 関連用語一覧	111

第 Ⅰ 部 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 推進体制

第 1 部 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会基本法は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けています。

唐津市では平成17年9月に男女共同参画社会基本法に基づき、「唐津市男女共同参画行動計画」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、平成27年の「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」策定時には、配偶者からの暴力防止と被害者の保護を計画的・継続的に進めるために、「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」として、行動計画と切り離して策定し、課題解決に努めてきました。

更に、平成27年に公布された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、平成30年に「唐津市女性活躍推進計画」を策定し、働くことやキャリアアップを目指す女性が希望を実現できる環境づくりを推進してきました。

これまで3つの計画を策定して取組を進めてきましたが、いずれも問題の根底には、社会的・文化的に作られた性別（ジェンダー※1）に基づいて役割を決める固定的な性別役割分担意識や、女性の人権の軽視があると考えられます。このため、令和2年3月に「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」・「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」・「唐津市女性活躍推進計画」の計画期間が終了するにあたり、成果や課題を整理し、少子高齢化・人口減少、ライフスタイルの変化など多様化する社会情勢に総合的に対応するため、3つの計画を1本化して「唐津市男女共同参画基本計画（第4次）」として策定するものです。

※1 社会的・文化的に形成された性別です。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」があり、このような男女の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。ジェンダーは、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

2 計画の性格と位置づけ

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、男女共同参画社会実現に向けた施策を総合的・計画的に推進するための基本計画です。第2次唐津市総合計画や他分野の計画との整合性を考慮し、国の「第4次男女共同参画基本計画」と、佐賀県の「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」を勘案して策定します。

男女共同参画社会基本法

第14条第3項 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

「基本目標3：男女がともに働きやすい環境づくり」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画（女性活躍推進計画）に位置づけます。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

第6条第2項 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

「基本目標4：男女間の暴力のない社会づくり」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画（DV被害者支援基本計画）に位置づけます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

第2条の3第3項 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

この計画は、唐津市の男女共同参画社会実現のために、行政はもとより市民、事業者、地域の活動団体などと連携して取り組むもので、その目的を達成するための理解と協力を期待するものです。

また、計画の実施にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の「持続可能な開発目標（SDGs※1）」なども考慮して進めます。

※1 2015年9月の国連サミットで採択された国際目標で、「世界中の誰一人として取り残さない」ことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものです。17のゴール（目標）と169ターゲット（達成基準）で構成され、「目標5：ジェンダー平等を実現しよう」、「目標10：人や国の不平等をなくそう」、「目標16：平和と公正をすべての人に」などは、男女共同参画社会の実現に通じるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、必要があれば内容の見直しを行います。

4 推進体制

(1) 唐津市男女共同参画推進本部

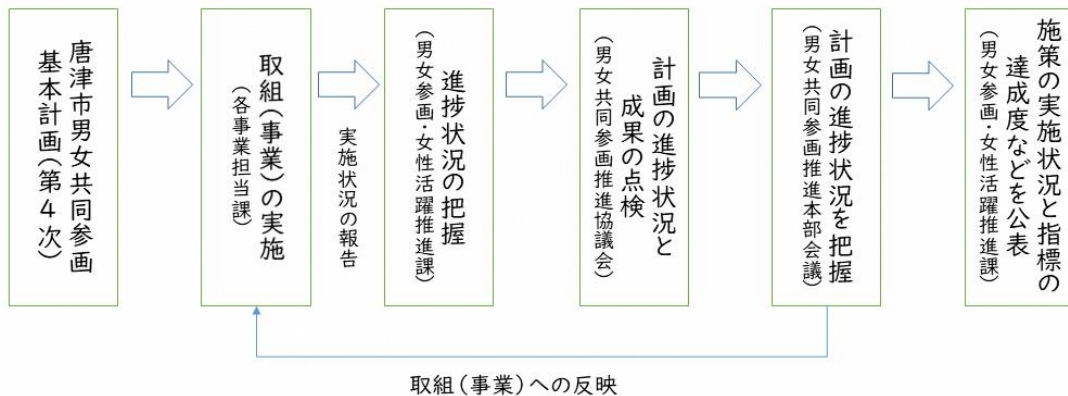
この計画は、市政のあらゆる分野にわたる計画です。男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁的に取組を進めるとともに、部長職などで組織する「唐津市男女共同参画推進本部」で、計画の進捗状況を定期的に把握します。

(2) 唐津市男女共同参画推進協議会

市民や学識経験者、その他社会的な貢献を行う団体で組織し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するために設置している「唐津市男女共同参画推進協議会」で、計画の進捗状況と成果の点検を行います。

(3) 計画の進行管理と進捗状況の公表

毎年度、施策の実施状況や活動指標の達成度などを取りまとめて、公表します。



第 2 部 計画策定の背景

- 1 施策動向
- 2 男女共同参画を取り巻く唐津市の現状
- 3 前回計画の評価
- 4 今後の課題

第2部 計画策定の背景

Ⅰ 施策動向

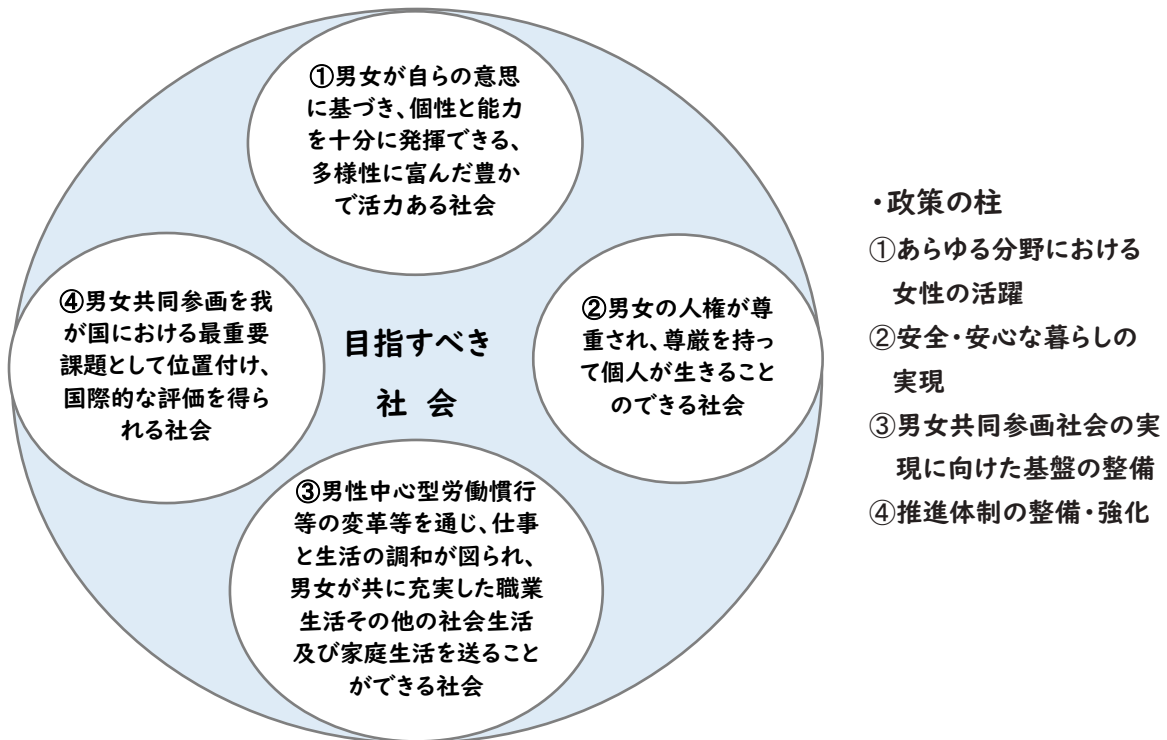
唐津市男女共同参画行動計画（第3次）策定以降の国、佐賀県、唐津市の動きをまとめました。

▼国の施策動向

（Ⅰ）男女共同参画に関するもの

●平成27年12月

男女共同参画社会基本法に基づく「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。目指すべき社会と政策の柱は次のとおりです。



●平成30年5月

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律は、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めることなどを定めています。

(2) 女性に対する暴力防止・DV※1被害者支援等に関するもの

●平成28年12月

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」が公布(平成29年6月施行)されました。

この改正により、被害者から拒まれているにもかかわらず、SNS※2でのメッセージ送信や、ブログ等の個人ページへの執拗な書き込みが「つきまとい等」の行為に追加されました。

●平成29年6月

「刑法の一部を改正する法律」が公布(平成29年7月施行)されました。

この改正により、強姦罪が「強制性交等罪」に罪名変更されるなど、性犯罪への厳罰化が行われました。

●令和元年6月

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。(配偶者暴力防止法の施行日は令和2年4月1日)

この改正により、DV被害者保護のために連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明記されました。

※1 ドメスティック・バイオレンス(Domestic Violence)を略称です。夫婦や内縁関係のパートナーなど、親しい間柄で起こる暴力のことです。殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、言葉による精神的暴力や性的暴力も含まれています。

※2 ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略称です。人と人との社会的な繋がりを維持・促進する様々な機能を提供する、会員制のオンラインサービスです。

(3) 女性の活躍推進に関するもの

●平成27年9月

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が公布（平成28年4月完全施行）されました。

この法律は、国及び地方公共団体において、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定が求められ、また、常用雇用者301人以上の企業は「一般事業主行動計画」、国や地方公共団体は「特定事業主行動計画」の策定等が義務づけられました。

●平成28年3月

「雇用保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴う「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正によって、事業主に対する妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。

更に、平成28年8月、「事業主が職場における妊娠、出産等に関する言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針等」が公布（平成29年1月施行）されました。

これにより、上司や同僚が職場において、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする就業環境を害する行為をとらないよう、事業主の責任で防止措置を講じなければならないことが追加されました。

●令和元年6月

「女性活躍推進法の一部を改正する法律」の公布に伴い、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び女性活躍に関する情報公開の義務が従業員301人以上の企業から101人以上の事業主に拡大されました。また、従業員301人以上の企業は、これまでの公表項目に加え「職業生活に関する機会の提供に関する実績」または「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」のいずれかの公表が必要とされました。

●令和元年6月

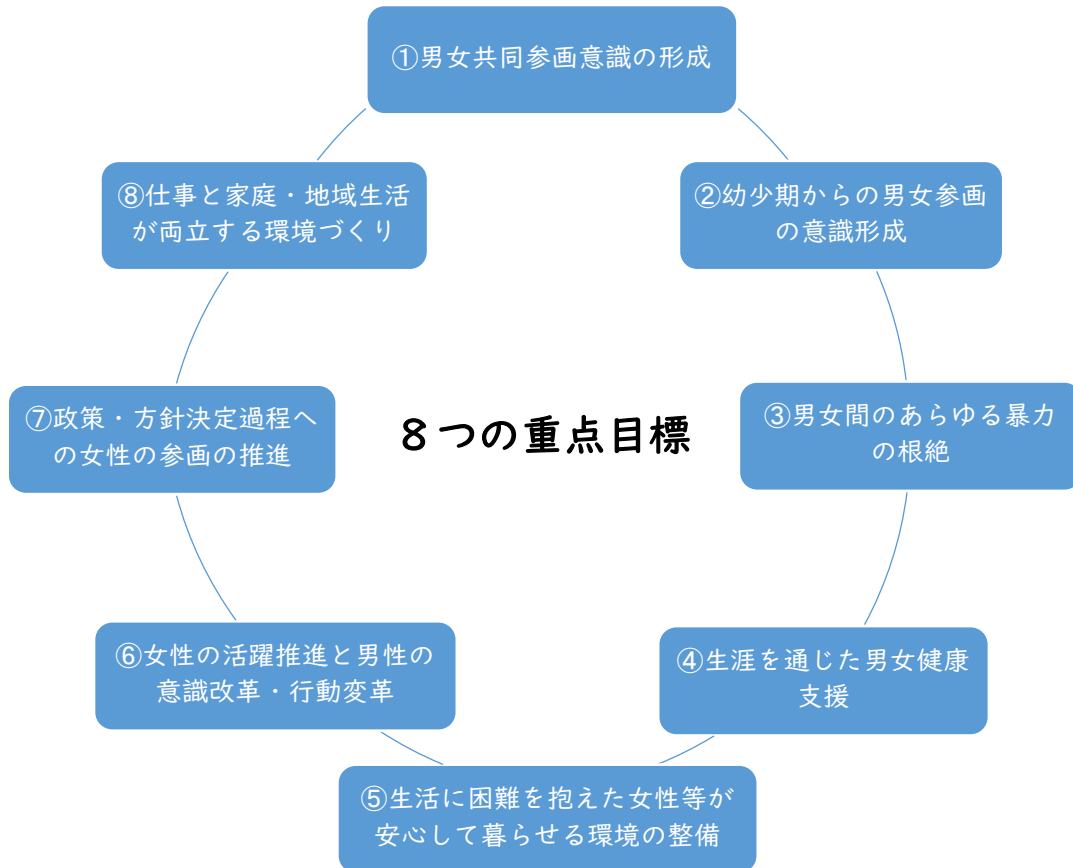
「労働施策総合推進法」の改正によって、事業主に対するパワーハラスメント防止措置義務が新設されたほか、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」等の改正によって、セクシュアル・ハラスメント等防止対策に関する事業主や労働者の責務が明確化されました。

▼佐賀県の施策動向

●平成28年3月

「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」が策定されました。

この計画では、3つの基本方針のひとつに「佐賀県女性活躍推進計画」を位置づけ、8つの重点目標が定められています。



●平成28年3月

佐賀県内における女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を効果的かつ円滑に実施するため、関係機関により構成される協議会として「女性の活躍推進佐賀県会議」が位置づけられました。

●平成31年3月

「佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画（第4次計画）」が策定されました。

この計画では、特別支援学校での未然防止教育に取り組むこと、加害者更生プログラムの調査研究を行うこと、SNSを活用して若年層からの相談体制を整備すること、離婚したDV被害者の面会交流の支援体制の仕組みづくりなどが明記されました。

▼唐津市の施策動向

●平成27年3月

「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」を策定しました。

4つの基本目標として

- ・ 男女共同参画の意識づくり
- ・ 男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり
- ・ 男女間の暴力のない社会づくり
- ・ 生涯を通じた健康づくり を掲げました。

●平成27年3月

「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」を策定しました。

DV防止や被害者の保護・自立支援などの施策を、総合的・体系的にまとめ、5つの基本方針として

- ・ DV防止のための意識啓発と情報提供
- ・ DV被害者の発見通報体制や相談体制の充実
- ・ DV被害者の保護体制の充実
- ・ DV被害者の自立支援の充実
- ・ 推進体制の充実 を掲げました。

●平成27年3月

「第2次唐津市総合計画」を策定しました。

「市民力・地域力によるまちづくり」を基本理念に掲げ、基本施策のひとつとして「男女共同参画の推進と女性も男性も生き活きと輝ける環境づくり」を掲げました。

●平成28年3月

「唐津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

基本目標のひとつである「若い世代の希望実現による『みらい』の創生」に関する取組の一環として、女性活躍推進を掲げました。

●平成30年3月

「唐津市女性活躍推進計画」を策定しました。

基本目標として

- ・ 職業生活における女性活躍の推進
- ・ 職業生活と家庭生活との両立支援 を掲げました。

第2部 計画策定の背景

●平成30年8月～平成31年2月

「唐津市男女共同参画基本計画（第4次）」策定に向けて現状と課題を把握するため、各種調査などを実施しました。

（調査の概要は、参考資料「4 唐津市男女共同参画基本計画（第4次）策定の経緯」（P.84）をご参照ください。）

- ・平成30年8月「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」
- ・平成30年9月「男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査」
- ・平成30年11月「男女共同参画に関する講話とワークショップ」
- ・平成30年12月「男女共同参画に関する中生意識調査」
- ・平成31年2月「職業生活における女性活躍推進に向けたグループインタビュー」

2 男女共同参画を取り巻く唐津市の現状

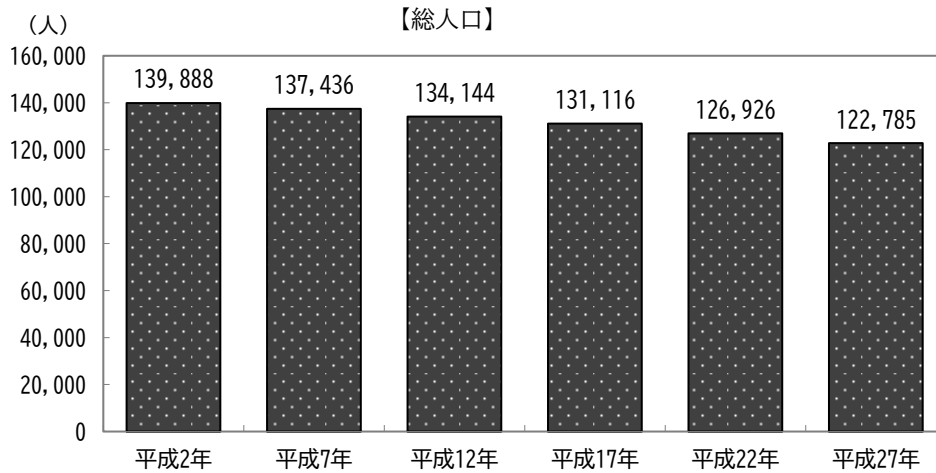
▼統計データから見る唐津市の現状

(1) 世帯人員の推移

(1) - 1 総人口・年齢3区分別人口割合

唐津市の人口は、平成2年から現在まで減少傾向で推移しており、平成27年には122,785人となっています。

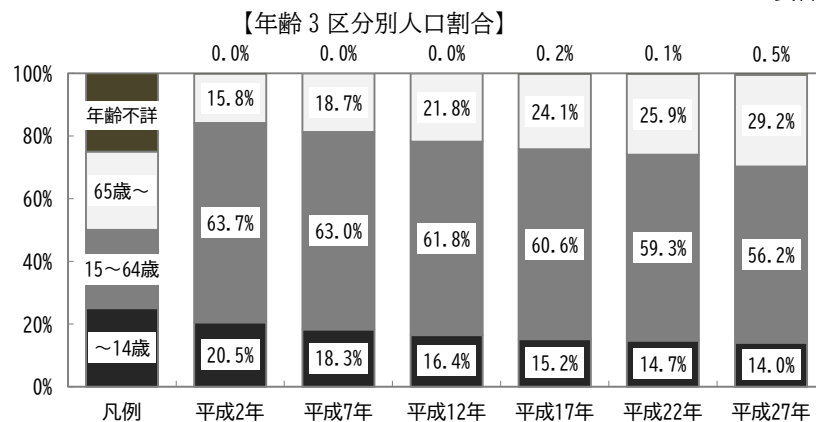
年齢3区分別人口をみると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)の割合は年々減少していますが、高齢者人口(65歳以上)の割合は増加しており、平成27年で29.2%となっています。



注)・総人口には、平成2年に48人、平成7年に3人、平成12年10人、平成17年に197人、平成22年に163人、平成27年に656人の年齢不詳を含む。

・平成12年以前の数値には、合併前の町村の人口も含まれる。(以下同様)

資料：国勢調査



注)・回答結果の割合「%」はサンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、合計値が100.0%にならない場合があります。(以下同様)

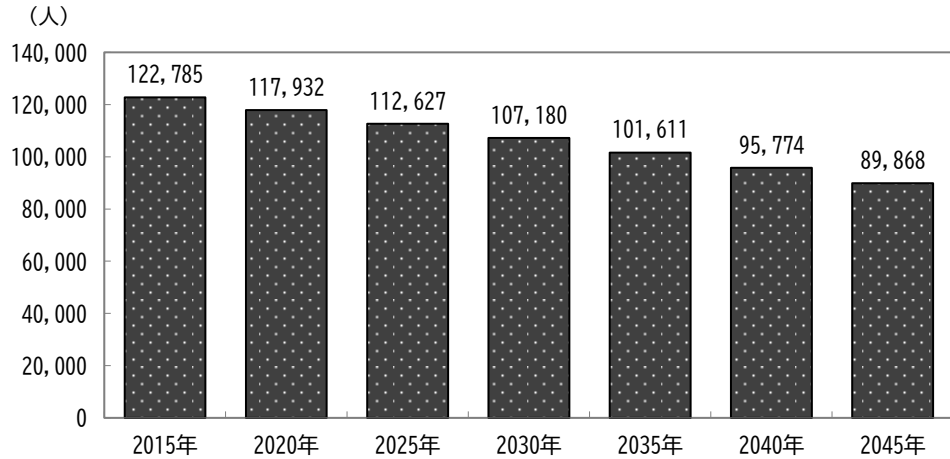
資料：国勢調査

第2部 計画策定の背景

(1) - 2 年齢区分別将来人口推移

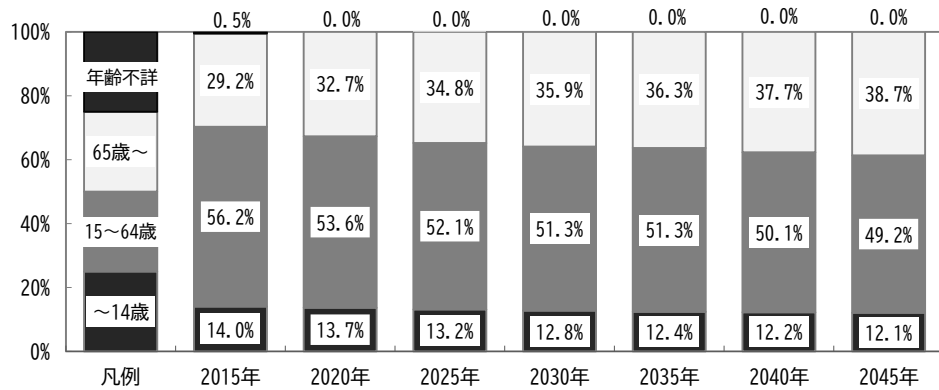
唐津市の将来推計人口は、2015年から2045年までの間に、総人口が32,917人減少し、また、年齢3区分別人口の割合で見ると、65歳以上の高齢者人口が、1割程度増加する見込みです。

【将来人口】



資料：2015年は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推定人口」の出生中位・死亡中位仮定による推測結果

【年齢区分別将来人口割合】

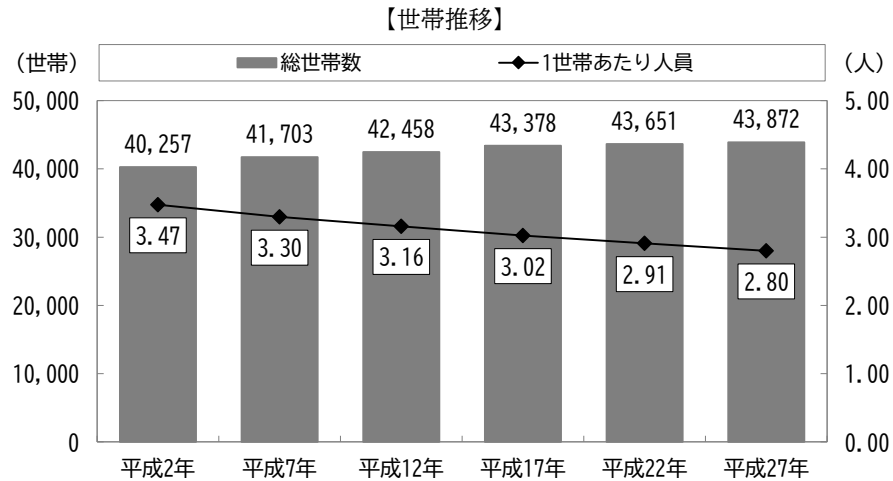


資料：2015年は国勢調査、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推定人口」の出生中位・死亡中位仮定による推測結果

(2) 家族形態の変化

(2) - 1 世帯推移

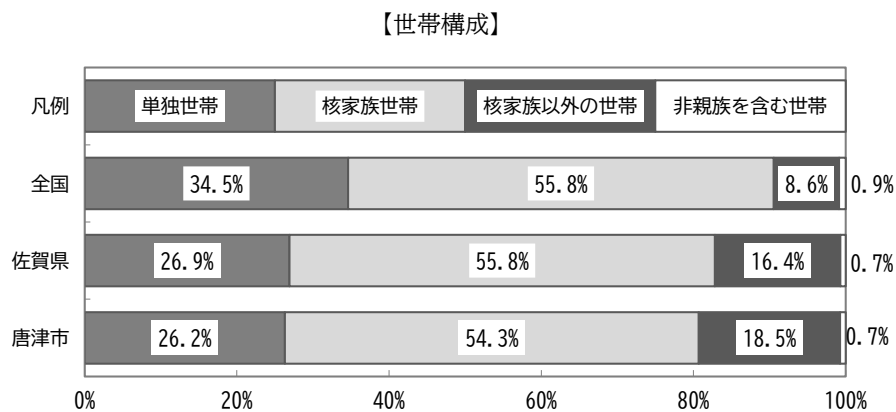
唐津市の総世帯数は、増加傾向にあり、平成2年40,257世帯から、平成27年43,872世帯と、25年間で3,615世帯増加しています。しかし、1世帯あたりの人員は年々減少しており、平成27年度では2.80人と世帯規模は縮小しています。



資料：国勢調査

(2) - 2 世帯構成 (国、県との比較)

唐津市の世帯構成を全国・佐賀県と比較すると、佐賀県とほぼ同程度の割合となっており、単身世帯が全国に比べて低く、三世帯同居などの核家族以外の世帯が多くなっています。



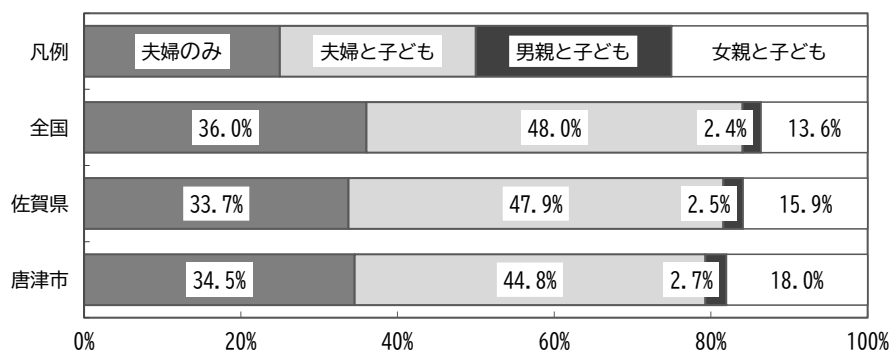
注)・非親族を含む世帯:二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯。
 ・核家族世帯:夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、ひとり親世帯。

資料：国勢調査 (平成27年)

(2) - 3 核家族世帯の家族類型別構成（国、県との比較）

唐津市の核家族世帯の家族類型別構成を全国・佐賀県と比較すると、夫婦のみの世帯の割合は全国・佐賀県とほぼ同程度となっているものの、女親と子どもの世帯が多くなっており、全国と比較すると4.4ポイント高くなっています。

【核家族世帯の家族類型別構成】



資料：国勢調査（平成27年）

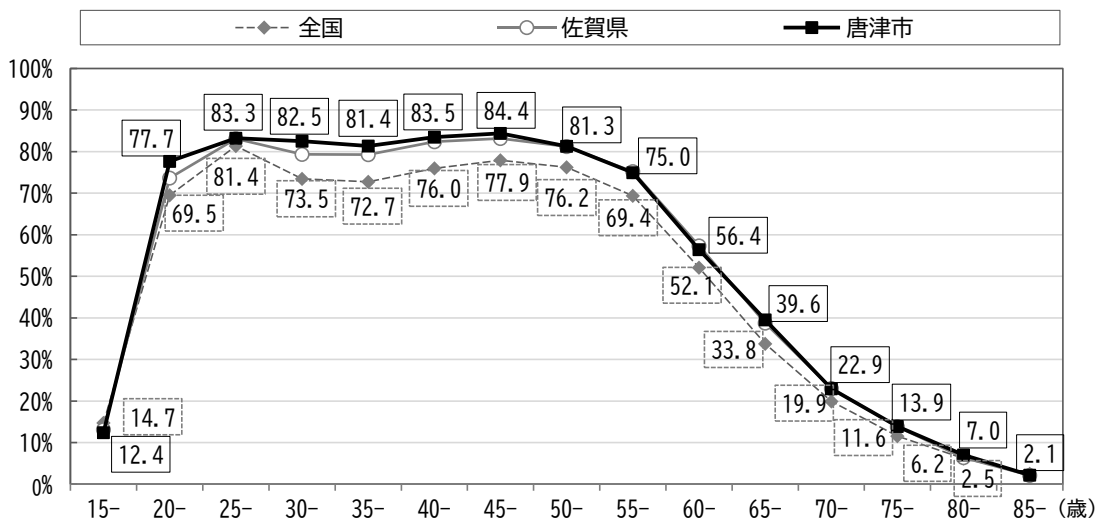
(3) 就業構造

(3) - 1 女性の年齢階級別労働力率（国、県との比較）

唐津市における女性の年齢階級別の労働力率は、佐賀県の労働力率と同程度で推移しています。35-39歳では81.4%と一旦低くなっているものの、労働力率が最も高い25-29歳の83.3%と、その差は小さくなっています。

また、平成22年の調査結果と比較すると、M字の底は35-39歳と変わりますが、25歳以上の労働力率が高くなっています。

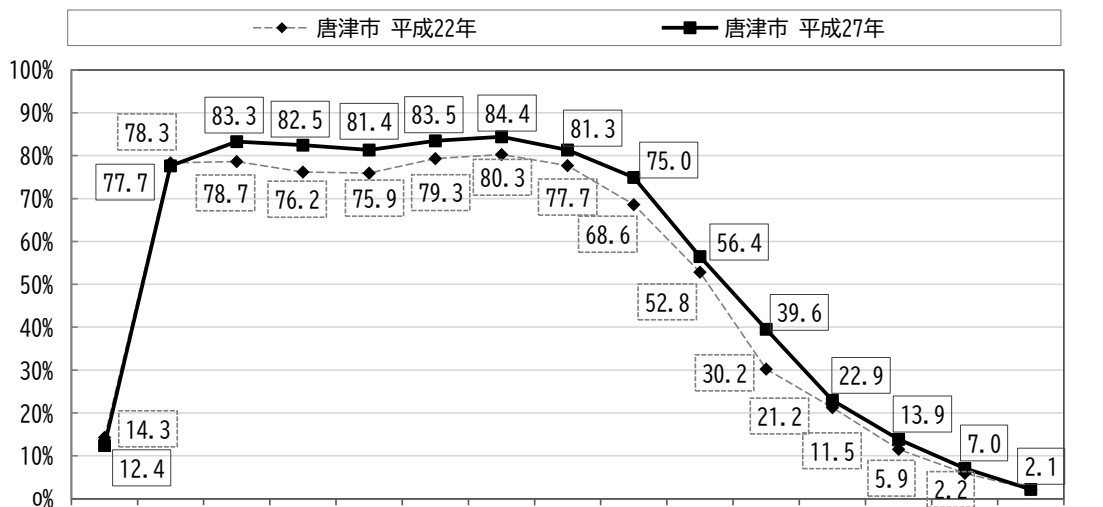
【女性の年齢階級別労働力率】



注)・労働力率は、15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合。

資料：国勢調査（平成27年）

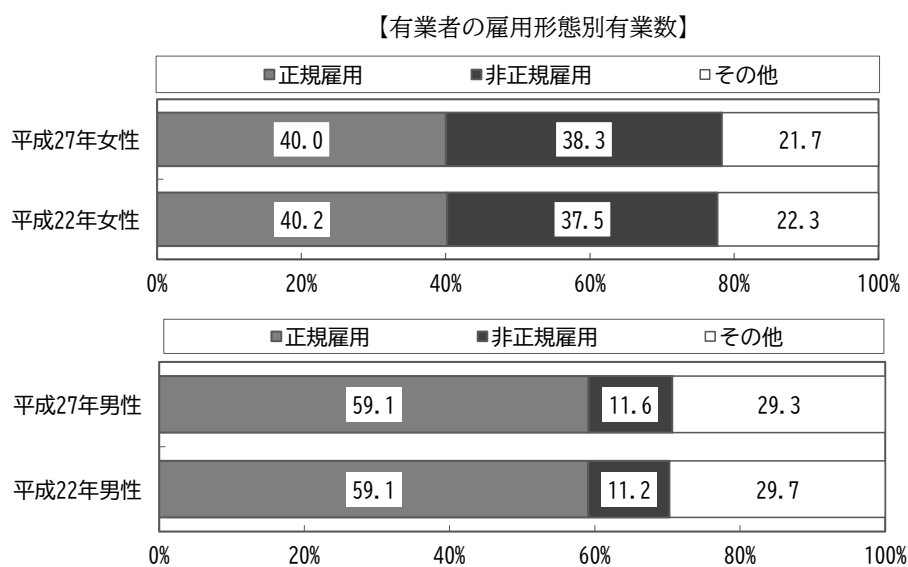
【女性の年齢階級別労働力率】



資料：国勢調査

(3) - 2 有業者の雇用形態別有業数

唐津市における女性有業者を雇用形態別にみると、平成27年は「正規雇用」40.0%、「非正規雇用」38.3%となっています。なお、男性では「正規雇用」59.1%、「非正規雇用」11.6%と、男女どちらとも、5年前の前回調査から大きな変化はありませんでした。



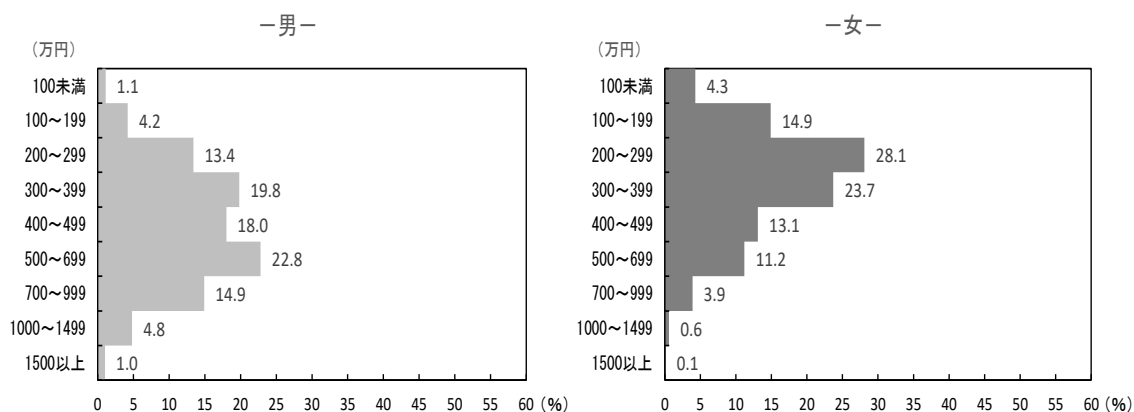
注)・「その他」には、役員・雇人のある業主・雇人のない業主・家族従業者・家庭内職者・従業上の地位「不詳」が含まれる。

資料：国勢調査

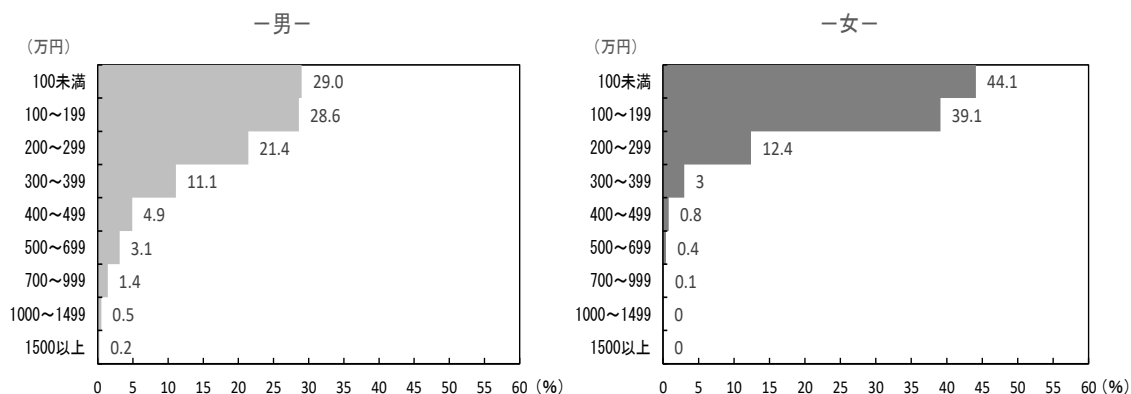
(3) -3 年収階級別割合（雇用形態・男女別）【全国】

雇用形態・男女別の年収階級別割合をみると男性の正規の職員・従業員は500～699万円の22.8%が最も高く、非正規の職員・従業員は100万未満の29.0%が最も高くなっています。女性の正規の職員・従業員は200～299万円の28.1%、非正規の職員・従業員では、100万未満の44.1%が最も高くなっています。

【年収階級別割合（正規の職員・従業員）・男女別】



【年収階級別割合（非正規の職員・従業員）・男女別】

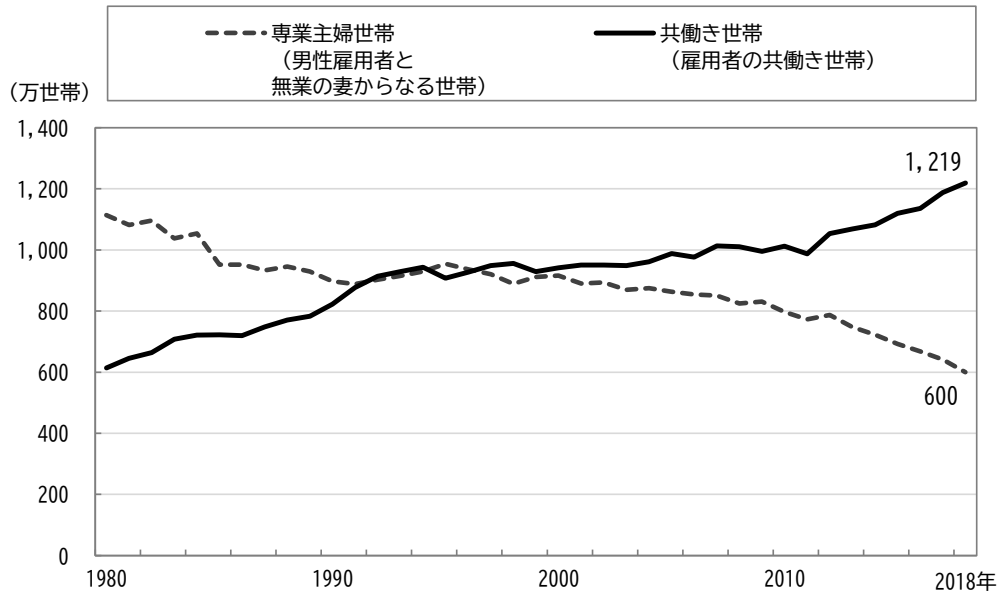


注) ・割合：仕事からの年間収入階級別内訳の合計に占める割合を示す。
 ・仕事からの年間収入階級のうち、「500～699万円」以上は、階級幅が異なるので注意が必要。
 資料：労働力調査（平成30年）

(3) - 4 共働き世帯・専業主婦世帯の推移【全国】

1990年頃までは、共働き世帯数よりも専業主婦世帯数が多くなっていましたが、2000年代から共働き世帯が専業主婦世帯を上回り、年数を重ねるごとにその差は大きくなっています。

【共働き世帯・専業主婦世帯（全国）】



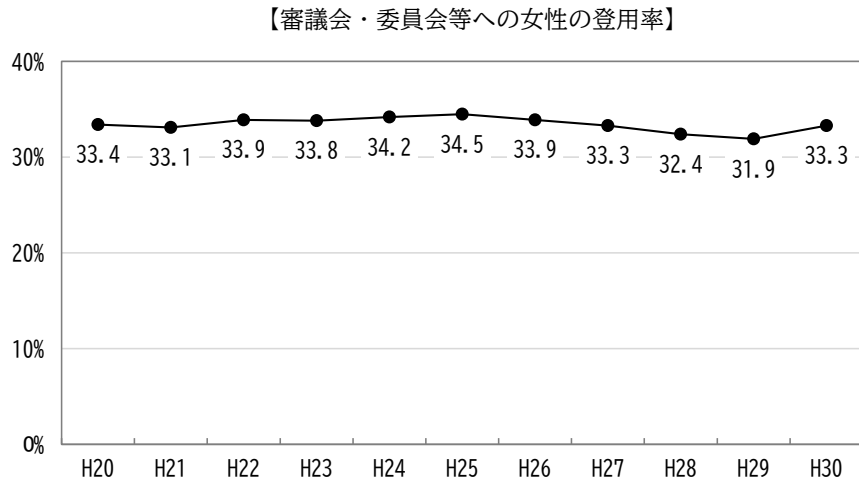
- 注) ・「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」：夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
 ・「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 ・2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
 ・2013年～2016年は、2015年国勢調査基準のベンチマーク人口に基づく時系列用接続数値。

資料：厚生労働白書、男女共同参画白書、労働力調査特別調査（2001年以前）及び労働力調査（詳細集計）（2002年以降）

(4) あらゆる分野での男女共同参画推進

(4) - 1 審議会・委員会等への女性委員登用率の推移

唐津市の公的審議会・委員会等の女性委員登用率は、およそ3割程度で推移しており、平成25年度の34.5%をピークに年々下がっています。
平成30年度は、33.3%となっています。

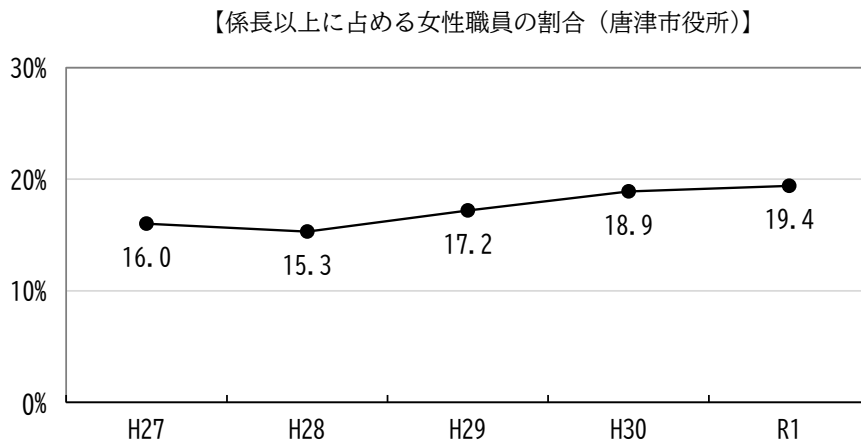


資料：唐津市男女参画・女性活躍推進課（毎年度3月31日現在）

(4) - 2 係長以上に占める女性職員の割合（唐津市役所）

唐津市役所の行政職・医療職における女性職員の割合は、平成31年4月1日現在で30%ですが、係長以上に占める女性の割合は、19.4%です。

係長以上に占める女性職員の割合は増加傾向にありますが、目標達成には至っていません。



資料：唐津市人事課（毎年度4月1日現在）

▼各調査から見えた唐津市の現状

「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年度実施）」では、この10年間で男女共同参画の認識や理解が大きく進んでいることがわかります。

しかし、一方で、家庭や地域での性別による固定的な役割分担や、仕事と家庭とを両立する上での課題が多いこと、政策・方針決定過程に女性が少ないことなど、現実的には男女共同参画社会の実現に向けて、更なる取組が必要な実態が明らかです。

また、市民を対象としたワークショップでも、市民意識調査と同様に、家庭・地域・職場で固定的な性別役割意識があることや、公民館運営審議会委員等、女性の地域役員の少なさなどが課題として挙げられています。

「男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査（平成30年度実施）」では、実際に事業所内で女性管理職の割合が低いことや、育児休業・介護休業を取得する男性社員が少ないこと、女性活躍推進のための取組をなかなか進めることができない事業所がある現状が課題として見られます。

企業アンケート調査に加え、唐津市内事業所に勤務する従業員を対象に実施したグループインタビューでは、実際に会社の中に休暇を取りにくい雰囲気があることや、お茶くみなどが依然として女性の役割になっていること、仕事と家庭との両立が難しいため、管理職等への登用を望む女性が少ないという従業員側からの意見がありました。

「男女共同参画に関する中学生意識調査（平成30年度実施）」でも、性別による固定的な役割分担意識があることに加えて、「男のくせに・女のくせに」「男らしく・女らしく」といったことを、先生を含めた大人から言われていることがわかりました。

これらの調査結果から、固定的な性別役割分担意識が、家庭や地域、職場や学校に根付いており、過去の経験や情報・雰囲気などからの思い込みにとらわれている現状が見られます。

今後も引き続き、すべての人が性別にかかわらず、互いをひとりの人間と認め、個性と能力を尊重する男女共同参画の意識の定着とともに、それを行動に結びつけるための取組が必要です。

また、職場や社会などの意思決定の場に女性の登用が少ない現状から、女性が社会の中で活躍するためには、男女がともに活躍できる環境の整備も重要です。

3 前回計画の評価

(1) 唐津市男女共同参画行動計画（第3次）及び唐津市 DV 被害者支援基本計画（第2次）の評価

平成27年3月に策定した唐津市男女共同参画行動計画（第3次）では、4つの基本目標「男女共同参画の意識づくり」「男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり」「男女間の暴力のない社会づくり」「生涯を通じた健康づくり」を掲げ、施策を推進してきました。これらの基本目標の実現に向けた事業の実施状況は、平成30年度に事業担当課で達成度の自己評価を行った結果、156施策中101施策（64.7%）が目標を概ね達成し、A評価となっています。

また、唐津市 DV 被害者基本計画（第2次）（平成27年3月）では、39施策中31施策（79.5%）が、目標をおおむね達成し、A評価となっています。（詳しい評価の内容は、参考資料「5 唐津市男女共同参画基本計画（第3次）などの評価」（P.89）をご参照ください。）

唐津市男女共同参画行動計画（第3次）の基本目標ごとの取組状況は、次のとおりです。唐津市 DV 被害者支援基本計画（第2次）の評価は、類似した施策が多いため、基本目標Ⅲに含めて記載しています。

基本目標Ⅰ 男女共同参画の意識づくり

フォーラムや講演会の開催などの啓発活動・情報提供に取り組みました。地域防災や男性の育児参画など、身近なテーマを題材にした講座では、これまでよりも多くの参加者がありました。また、中学生と親子が触れ合う中学校子育てサロンも継続して実施しており、男女で一緒に子育てをする男女共同参画意識の形成に繋がっています。

女性委員の登用促進に関しては、公的審議会の女性委員登用率40%以上とし、すべての審議会に女性委員を登用することを目標に掲げ、改選時期に合わせて各課に依頼や事前協議を行いました。目標達成には至っていません。

基本目標Ⅱ 男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり

仕事と家庭生活・地域生活の両立のため、保育支援の充実、子育て・介護に関する情報提供・相談体制の整備などを実施しました。また、高齢の人・障がいのある人が自立して暮らせるように、関係機関と連携した事業の展開や、地域での男女共同参画推進のために出前講座「お出かけ講座志援隊」を派遣し、啓発を実施しました。

更に、職場・地域などの様々な場面で女性の参画が促進されるように、企業・団体などにセミナー開催などの情報提供を行いました。

基本目標Ⅲ 男女間の暴力のない社会づくり

(※唐津市 DV 被害者基本計画(第2次)の取組を含む)

DVの予防啓発のため、平成28年度から年1回DV防止啓発セミナーを開催するとともに、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中にパネル展示を実施しました。また、平成30年度に市内全高等学校を通じて、高校生にデートDV防止啓発カードを配布し、啓発を行いました。

DV被害者支援のため、子育て支援課内に「女性総合相談」の窓口を設置し、女性のさまざまな相談に対応したほか、相談員の資質向上のため、研修会への参加などにも努めました。

DV被害者の発見通報・保護体制や自立支援体制の整備としては、警察や佐賀県DV総合対策センター、婦人相談所などの関係機関と情報共有し、連携を強化しました。

基本目標Ⅳ 生涯を通じた健康づくり

各種健康診査や健康相談、健康教室・講座などを実施し、生涯にわたる総合的な心と身体の健康づくり支援と、妊婦健康診査や訪問指導・出産前の夫婦を対象とした講座などにより、女性の健康支援の充実に努めました。

特定健康診査の受診率は向上していますが、各種がん検診、婦人の健康診査は受診率がなかなか伸びていません。

(2) 唐津市女性活躍推進計画の評価

唐津市女性活躍推進計画（平成30～31年度）の達成度は、「着手し推進しているが、目標達成には至っていない」とするB評価の割合が約4割、「目標に対してほぼ着手しておらず、未達成」とするC評価が約3割を占めており、今後ますますの充実が必要です。

「目標Ⅰ職業生活における女性活躍の推進」の取組では、国や県が主催する再就職支援セミナー、起業支援セミナー、ハラスメント防止セミナーなどの開催情報を広報しました。また、職場での男女共同参画を推進するため、企業の経営者や管理職を対象とした勉強会を開催しました。

「目標Ⅱ就業生活と家庭生活の両立支援」では、男性の育児参画講座の開催や、ワーク・ライフ・バランスセミナーなどの告知を行いました。

唐津市女性活躍推進計画に掲げた成果目標の達成率は、次のとおりです。

「ワーク・ライフ・バランス」の認知度のみ、目標値を達成しています。

【唐津市女性活躍推進計画：成果指標の達成状況（平成30年度）】

項目	目標値	基準値	実績/達成度
男女共同参画の推進に取り組む事業所数	30 事業所	-	28 事業所 /93.3%
「女性の活躍推進佐賀県会議」会員登録数	37 事業所	16 事業所 (H28)	28 事業所 /75.7%
公的審議会の女性登用率	40% 以上	32.4% (H28)	33.3% /83.3%
市職員 係長以上の女性職員の割合	25%	17.2% (H29)	18.9% /75.6%
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度 (男女共同参画に関する唐津市民意識調査)	50%	25.4% (H25)	63.3% /126.6%

4 今後の課題

これまで男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進し、その成果も現れていますが、男女共同参画をめぐる社会の動向、市民意識調査などの各種調査や前回計画の達成状況を見ると、次のとおり今後更に取組を進めていかなければならない課題が残されています。

◇男女共同参画意識の向上

男女共同参画に関する言葉や認識は徐々に浸透しつつありますが、職場、家庭、地域での男女間の意識の差が依然として残っていることや、子どもに対して固定的な性別役割分担意識を抱かせる恐れのある言動が見受けられます。

◇生活基盤の整備

男女共同参画社会の実現のためには、その生活基盤を整備する必要があります。このため、心身の健康づくりに努めるとともに、あらゆる人々が社会参画できるように、ひとり親家庭など、個々の状況に応じた支援が必要です。また、安全・安心なまちづくりのためには、地域防災への女性の参画促進も重要です。

◇誰もが働きやすい職場環境づくり

全国的にも働く女性が増えており、唐津市での女性の就業率は上昇している一方で、家庭での家事の多くは女性が担っていることから、女性の負担が大きくなっています。また、職場では男性中心型の慣習や、風土に基づく固定的な性別役割分担を強いられている様子が見受けられます。

◇あらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

DV防止のために啓発活動を実施し、相談体制・関係機関との連携に取り組んできましたが、DVの相談件数は増加傾向となっており、今後も継続して事業を実施する必要があります。

これらを踏まえ、「第3部計画の内容」では、課題解決に向けた具体的な取組の方向性を示し、男女共同参画社会の実現を目指します。

第 3 部 計画の内容

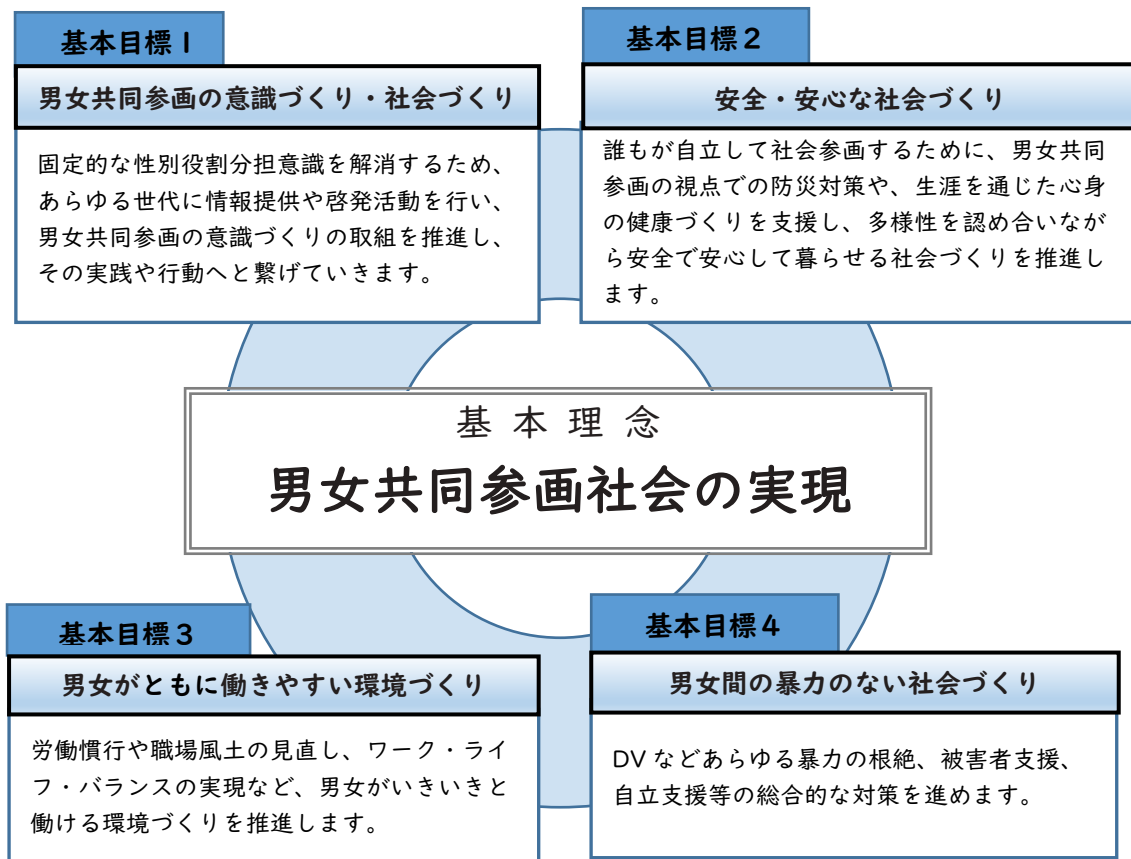
- 1 基本理念と4つの基本目標
- 2 計画の体系図
- 3 今回計画で強調している視点
- 4 施策の展開
- 5 成果指標・活動指標一覧

第3部 計画の内容

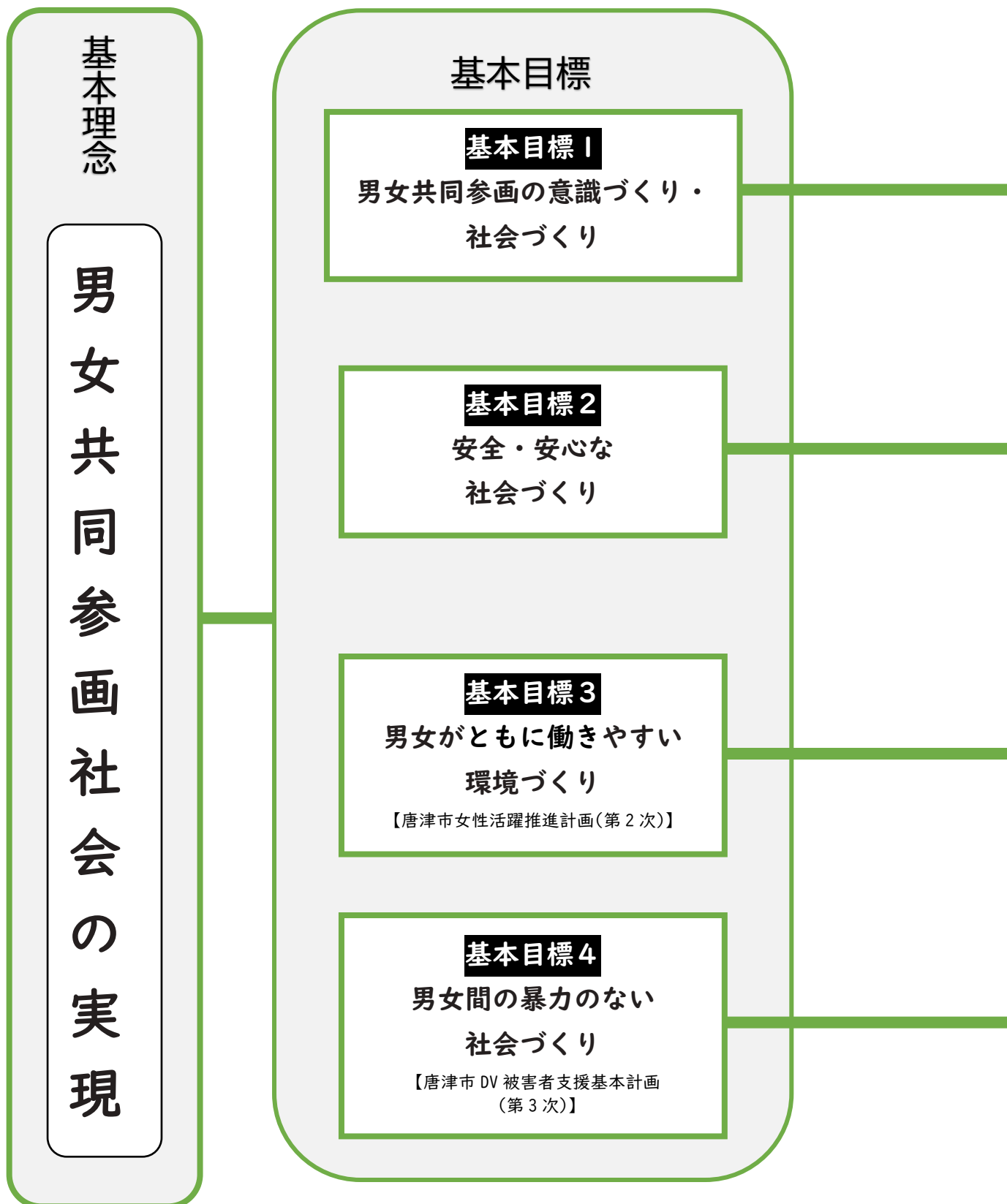
1 基本理念と4つの基本目標

唐津市では、これまでの計画に引き続き、男女共同参画社会基本法の理念を基に、女性も男性も、固定的な観念にとらわれず、一人の人間として自分らしく心豊かに生活できる社会をつくるため、互いに個性と能力を尊重し合い、ともに社会に参画し、その責任と義務を分かち合う「男女共同参画社会の実現」を目指します。

基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を設定し、これまでの現状と課題を考慮して、計画を体系的に推進します。



2 計画の体系図





3 今回計画で強調している視点

基本目標1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり

★ 施策の方向 (1) 固定的な性別役割分担意識の解消

男女共同参画社会の実現のためには、「男は仕事、女は家庭」など性別で役割を決める“固定的な性別役割分担意識”の解消が重要です。老若男女すべての人が、男女共同参画の意義と必要性を理解し、行動できるよう、家庭、地域、学校、職場での意識啓発に取り組みます。

★ 施策の方向 (3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって不可欠です。政策の立案から実施にわたるすべての過程に、男女共同参画の視点を取り入れるため、女性の登用促進に取り組みます。

基本目標2 安全・安心な社会づくり

★ 施策の方向 (1) 地域防災における男女共同参画の推進

自然災害が増加する中、国が作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を考慮して、地域防災における男女共同参画の推進に取り組みます。

基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

★ 施策の方向 (1) 職場における男女共同参画と女性活躍の推進

共働き世帯が増加する中、男女がともに仕事と家庭・地域生活を両立させるためには、男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせません。男性中心型の労働慣行等を見直し、男女がともに働きやすい環境づくりを進めます。

基本目標4 男女間の暴力のない社会づくり

★ 施策の方向 (1) 男女間のあらゆる暴力の根絶

個人の尊厳を侵害する暴力は、性別にかかわらず、一人ひとりが自分らしく生活できる男女共同参画の妨げになります。暴力を未然に防止するため、意識啓発や情報提供の取組を強化します。

4 施策の展開

基本目標 | 男女共同参画の意識づくり・社会づくり

▼基本的な考え方

男女共同参画社会を実現するためには、すべての人が男女共同参画の理念を認識し、必要性を理解することが重要です。性別を意識したものの見方や考え方は、幼少期から家庭や学校、地域の中で無意識に身に付くものです。

性別で役割を決める固定的な性別役割分担意識を解消し、お互いを認め合い、多様な選択ができるよう男女共同参画の理解促進、教育・学習の充実に取り組めます。

また、地域や職場など社会のあらゆる分野で、政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって不可欠です。

これまで女性の参画が少なかった分野に女性が参画することで、多様な価値を反映した社会づくりが期待されます。

一人ひとりが自分らしく、性別や年齢にとらわれない男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き、男女共同参画の意識づくりに取り組めます。

▼施策の方向

- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (2) 幼少期からの男女共同参画意識の形成
- (3) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (4) 市役所での取組強化

第3部 計画の内容

▼成果指標※1

指標名	現状値	目標値 (R6年度)	出典・根拠	計画体系
男女共同参画の認知度（意味を知っている、聞いたことがある）	79.9% (H30年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	1-（1）
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する割合（反対、どちらかといえば反対）	62.3% (H30年度)	70%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	1-（1）
「男のくせに・女のくせに」、「男らしく・女らしく」などと言われて、嫌な気持ちになった中学生の割合	9.7% (H30年度)	0%	男女共同参画に関する中学生意識調査	1-（2）
審議会等委員に占める女性の割合	33.3% (H30年度)	40%(早期) 更に50%を目指す (女性委員がない審議会をなくす)	唐津市公的審議会等女性委員登用率	1-（3）
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する市職員の割合（反対、どちらかといえば反対）	68.8% (H30年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための職員意識調査	1-（4）

※1 5年後に目指す成果で、『何』を『どのくらい』にするかを表すものです。

施策の方向（1）固定的な性別役割分担意識の解消

▼現状と課題

市民意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に、「賛成」「どちらかといえば賛成」を合わせた『賛成率』は2割強となっています。5年前・10年前の調査結果と比べて賛成率は低下傾向にあります。

しかし、地域で男女差を感じるような慣習や慣行として「行事の炊き出しやお茶出しなどは女性の役割になっている」など、従来の固定的な性別役割分担意識に基づいたものが未だに見られます。

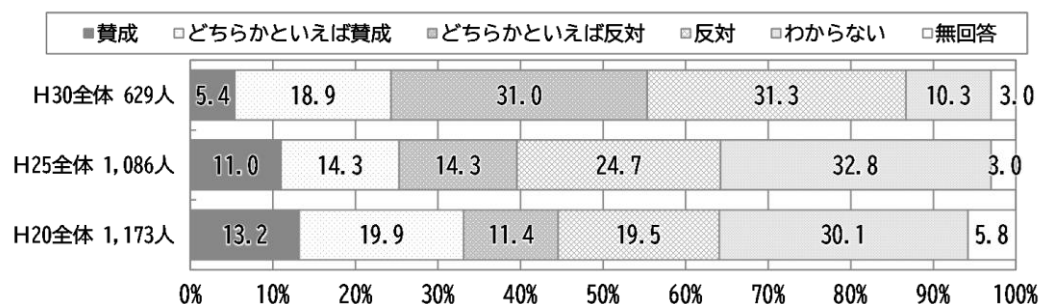
固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、なぜ男女共同参画が必要なのかを皆で理解し、共有することが重要です。

一方、「男女共同参画」という言葉の認知度は、平成30年度では約80%と、10年間で約50ポイント増加しており、男女共同参画の意識が徐々に浸透していることがわかります。

引き続き、男女共同参画に関する啓発活動や学習機会の充実に努めるとともに、さまざまな媒体を活用して、より効果的な広報と情報提供を行います。

また、男女共同参画に関する各種調査の実施や関連資料を収集することで、現状を把握・分析し、新たな取組に繋がります。

【「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方の賛否】

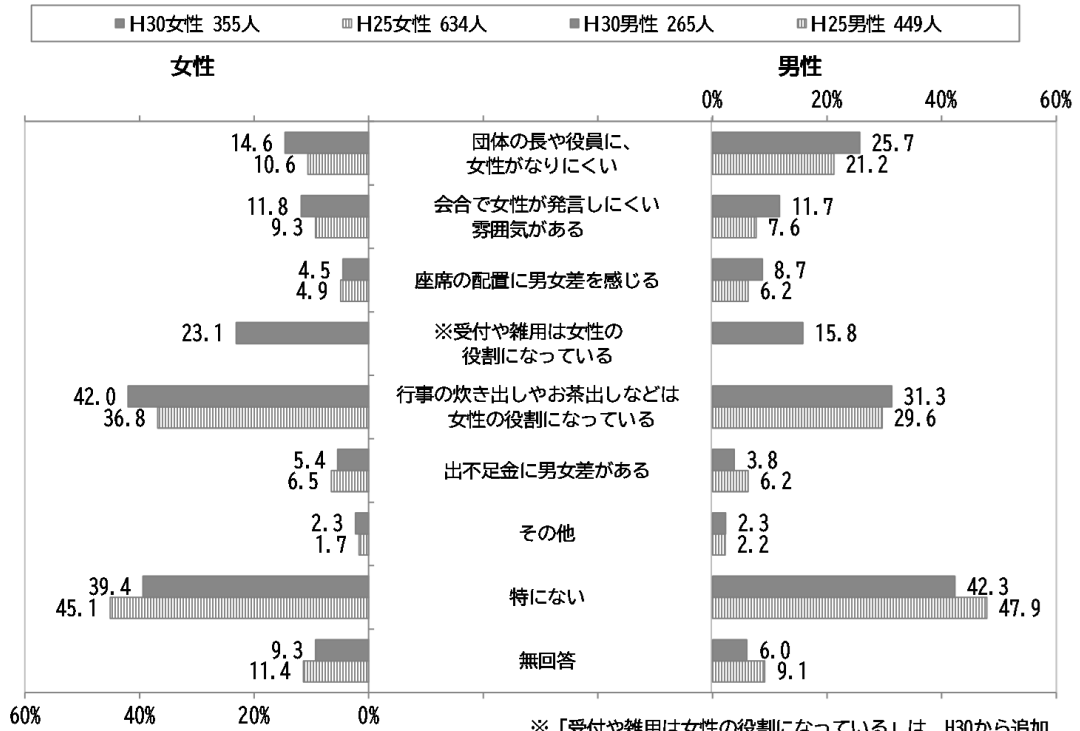


※H20・H25では、設問「男は仕事、女は家庭だと思う」のもと、選択肢「わからない」は「どちらでもよい」として調査を実施

資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問1-(2)

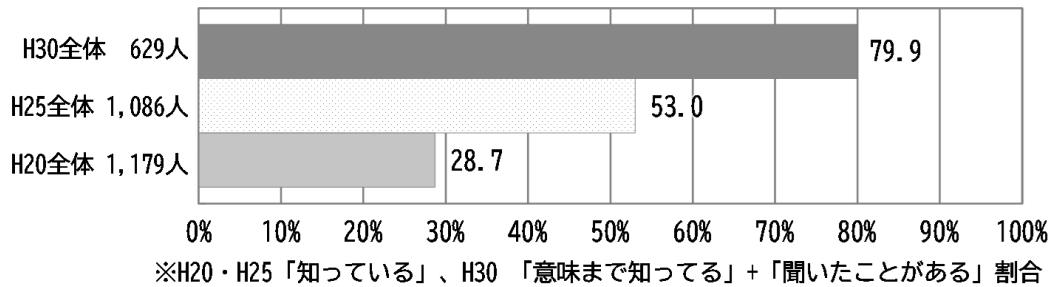
第3部 計画の内容

【男女差を感じるような慣習や慣行があるか】



※「受付や雑用は女性の役割になっている」は、H30から追加
資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問15

【「男女共同参画」の認知度】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問25

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①男女共同参画の意識啓発と情報提供		
フォーラム、講演会などの開催	・男女共同参画推進フォーラムへの支援、男女共同参画講演会などを開催する。	男女参画・女性活躍推進課
	・人権に関するフォーラムを開催する。	人権・同和対策課
	・人権標語を募集する。 ・公民館、地域、企業などで人権・同和教育研修や講座を開催する。	生涯学習文化財課
広報・啓発の促進	・男女共同参画週間、人権月間、人権週間などの強調期間を中心に、市報、行政放送、ホームページなどで啓発を行う。	男女参画・女性活躍推進課
		人権・同和対策課
		生涯学習文化財課
市広報の表現方法の検討	・市報、行政放送、ホームページなどで、使用するイラスト・色など、男女共同参画の視点に立った表現に努める。	市政広報課
さまざまな手段を活用した意識啓発と情報発信	・配布物にはQRコードを付ける、企業や関係団体などの組織力を活用するなど、情報発信の方法を工夫する。 ・男女共同参画に関するパネルやチラシなどの情報発信コーナーを常設する。	男女参画・女性活躍推進課
	・人権パネル掲示や、人権作文の掲示を行う。 ・人権啓発懸垂幕を本庁・各市民センターに設置する。	人権・同和対策課
関連図書の展示・貸出	・男女共同参画コーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行う。 ・関連する出版物を積極的に収集し、担当課や市民に提供する。	近代図書館
施策②男女共同参画に関する調査、情報収集		
男女共同参画に関する調査の実施と情報収集	・国、県や民間の調査機関の統計や調査結果などを活用し、男女共同参画を取り巻く情勢を把握する。	男女参画・女性活躍推進課

第3部 計画の内容

▼活動指標※1

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
男女共同参画フォーラム、講演会などの参加者数	991人 (H30年度)	1,500人
人権フォーラムの参加者数	100人 (H30年度)	200人

▼関連計画

- ・唐津市人権教育・啓発基本方針

※1 基本目標を達成するために、『どのような活動』を『どのくらい行うか』を表すものです。

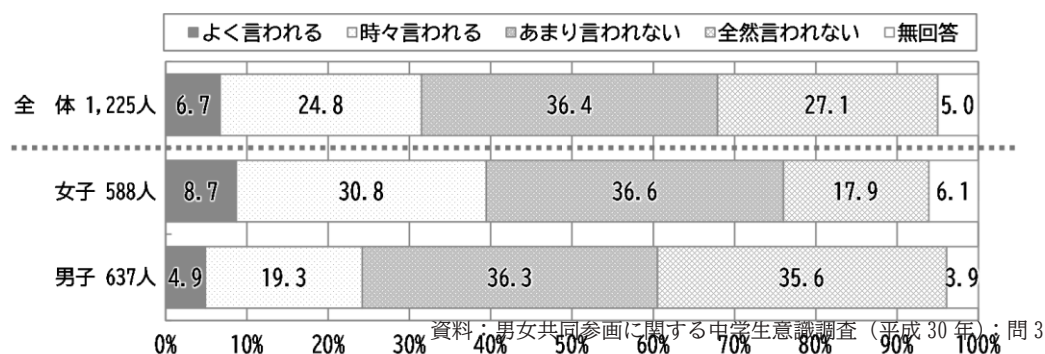
施策の方向（2）幼少期からの男女共同参画意識の形成

▼現状と課題

中学生意識調査では、「男らしさ」や「女らしさ」などを大人から、「よく言われる」「時々言われる」生徒が全体で3割強となっています。そのような「らしさ」を言う人は、家族をはじめ、「先生」、「知り合い」など中学生の身近な大人が挙げられています。家庭や学校、地域では、無意識のうちに子どもたちに固定的な性別役割分担意識を植え付けてしまう可能性があることを、周囲の大人が認識することが必要です。

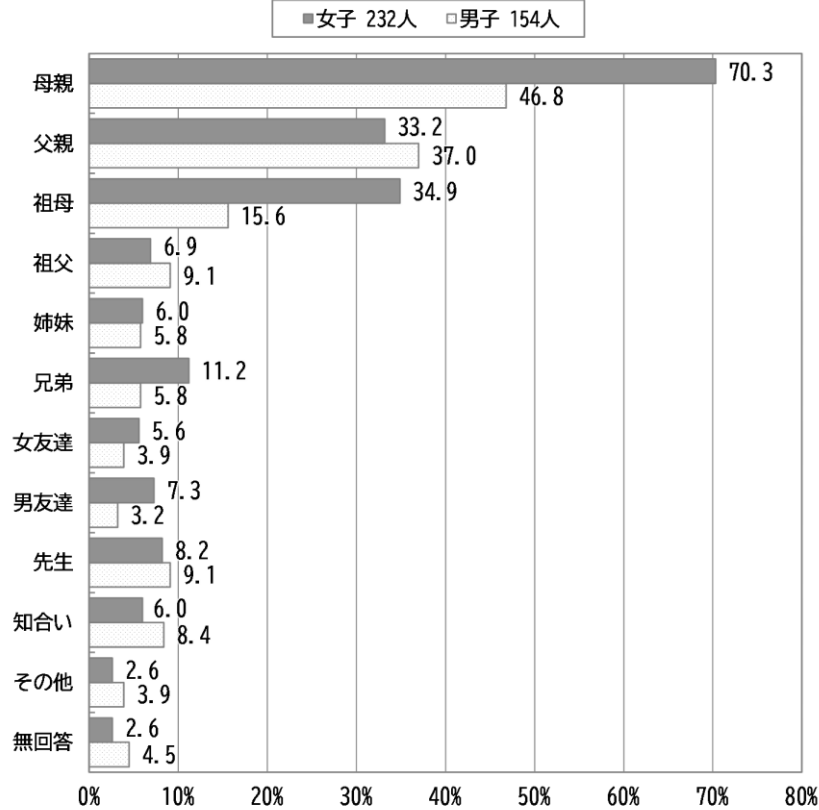
次世代を担う子どもたちが、個性と能力を發揮して、健やかに成長し、幼少期からの男女共同参画の理解や、将来を見通した自己形成ができるように、家庭や学校、地域で男女共同参画の推進に取り組みます。

【「男・女らしさ」などを大人から言われる頻度】



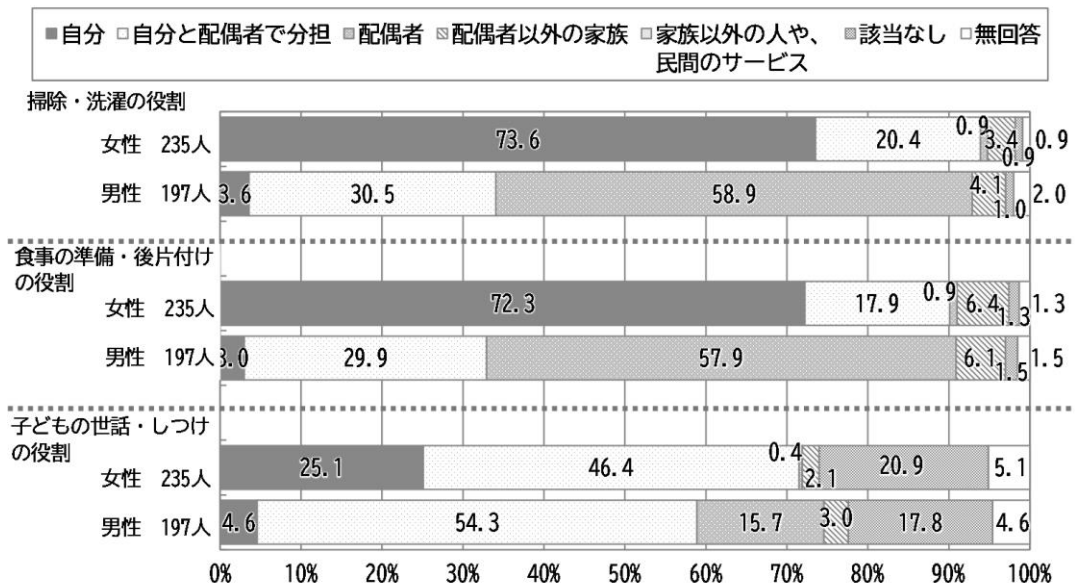
第3部 計画の内容

【「男だから・女だから」などを言う人】



資料：男女共同参画に関する中学生意識調査（平成30年）：副問5-1

【家庭の中での役割】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問2-(1)(2)(7)

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①家庭や地域での男女共同参画の推進		
家庭に関わる意識の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事・育児・介護参画を促進する講座を開催する。 ・家族のコミュニケーションを高める講座を開催する。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・父親向けのミニブック（冊子）を配布し、子育ての意識啓発を行う。 ・夫婦で、妊娠・出産・子育てを学ぶ「もうすぐママパパサポート教室」を開催する。 	生涯学習文化財課
市民団体と連携した学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体などが開催する集会などと併せて、出前講座を開催する。 	男女参画・女性活躍推進課
子どもの体験活動に関わる地域のリーダー、子育て世代の親などへの男女共同参画の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の核となる公民館事業などを利用し、子どもの成長・発達の段階に応じた広報・啓発を行う。 	生涯学習文化財課
青少年にとって有害な環境の浄化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回及び相談、補導などの活動や、地域とともに見守り活動を行う。 	生涯学習文化財課
青少年の相談窓口を整備	<ul style="list-style-type: none"> ・6歳から19歳までの青少年とその家族の心の問題の相談や支援を行う。 	生涯学習文化財課

第3部 計画の内容

主な取組	内容	担当課
施策②学校等での男女共同参画教育の推進		
教職員の意識向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定的な性別役割分担意識にとらわれない学校運営に努めるよう、校長研修会・教頭研修会などを通じて指導する。 ・ 男女共同参画の意識向上に向けた各種研修への参加を呼びかける。 ・ 女性リーダー育成に向けた意識づけを行う。 	学校教育課
学校での人権・男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校での男女混合名簿の導入を推進する。 ・ 各学校に対して、人権教育や道徳教育などにおいて男女共同参画の学習機会の充実を推進する。 	学校教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権意識を高め、男女平等であることを低学年から身に付けられるように人権標語、人権ポスターを募集する。 	生涯学習文化財課 人権・同和対策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校子育てサロンなどを通して、人権・男女平等教育の機会を作り、男女関係なく育児や保育を学ぶとともに、命の尊さなどを考える場を提供する。 	生涯学習文化財課
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校で開催する子ども、保護者、教職員を対象とした研修会向けの補助教材や、講座の情報を提供する。 	男女参画・女性活躍推進課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
市民団体と連携した講座などの参加者数	635人 (H30年度)	700人
男性の家事・育児・介護参画を促進する講座の実施回数	32回 (H30年度)	40回

▼関連計画

- ・ 唐津市人権教育・啓発基本方針
- ・ 唐津市教育大綱

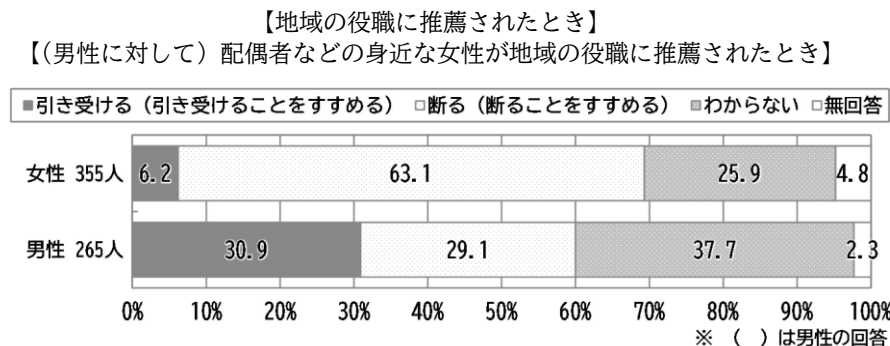
施策の方向（3）政策・方針決定過程への女性の参画促進

▼現状と課題

唐津市の公的審議会等の女性登用率は、男女共同参画行動計画（第3次）（平成27年度～令和元年度）の目標値40%以上に対して、平成21年度から3割前後と横ばいで推移しています（P.19；第2章参照）。教育委員や民生委員・児童委員は、男女比が同程度となっているものの、そのほかの委員は、いまだ女性が十分に参画しているとは言えない状況です。なお一層の女性の参画を目指し、引き続き登用率向上に向けた取組の推進が必要です。

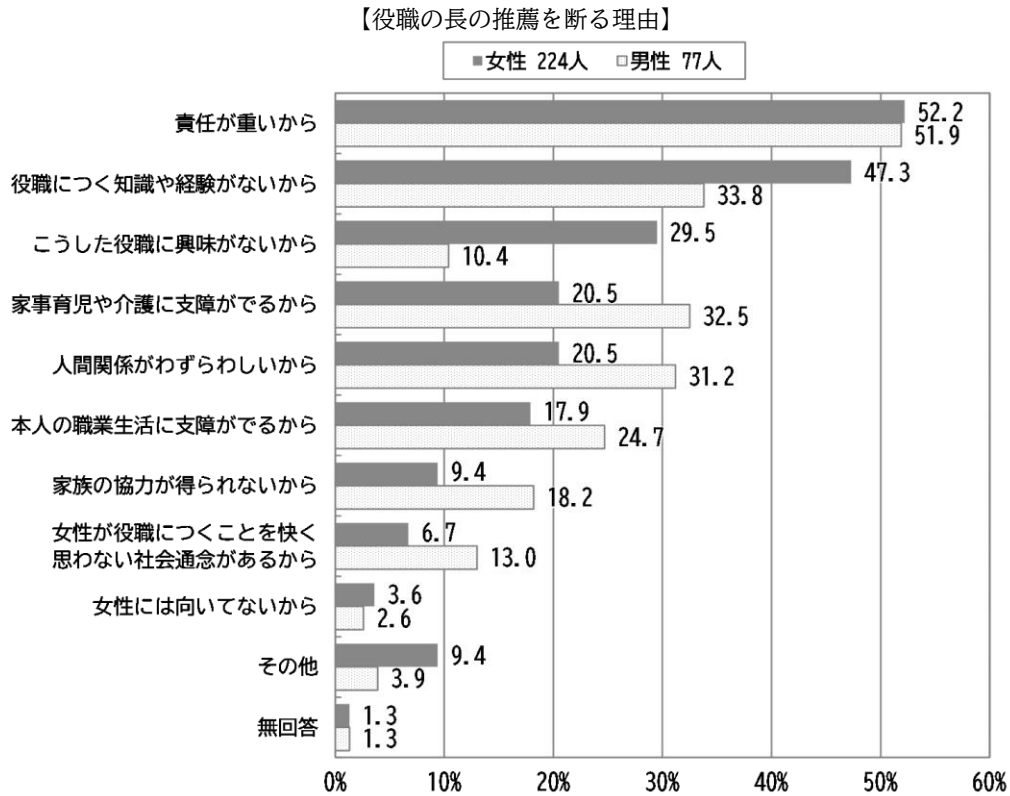
一方、市民意識調査では、地域の役職に推薦された時に、女性は「断る」が6割強と、女性自身が消極的な傾向が見られますが、断る理由として「責任が重いから」「役職につく知識や経験がないから」が多く挙げられています。

男女が社会の対等な構成員として政策や方針を決定する場で意見を述べ合うことで、多様な視点や価値を反映した社会を実現するため、公的審議会をはじめ、政治等あらゆる分野への女性の参画促進に取り組みます。



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問17

第3部 計画の内容



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：副問17-1

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①公的審議会等への女性委員の登用促進		
女性委員登用に向けた意識啓発	・女性委員の登用が進まない審議会等に委員候補者の情報を提供するなど、登用を働きかける。	男女参画・女性活躍推進課
唐津市女性人材バンク登録者の拡大	・審議会等への女性委員候補として唐津市女性人材バンクの登録者の拡大に努める。	男女参画・女性活躍推進課

施策②あらゆる分野における女性の参画促進		
人材育成や女性参画促進のための講座や研修などの開催と情報提供	・あらゆる分野に女性が積極的に参加できるように、人材育成に向けた講座や研修の開催や情報提供を行う。	男女参画・女性活躍推進課
男女共同参画を推進する市民グループ、団体などとの連携強化	・地域で活動する団体と連携を強化して、公民館などで男女共同参画に関する講座を開催する。	生涯学習文化財課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
唐津市女性人材バンク登録者数	21人 (H30年度)	30人

施策の方向（4）市役所での取組強化

▼現状と課題

唐津市では、男女共同参画行動計画（第3次）（平成27年度～令和元年度）で、市職員における係長以上の女性職員の割合を目標値25%としてきましたが、平成31年度当初で19.4%と目標達成には至っていません。（P19；第2部参照）

市職員は、行政施策を通じて男女共同参画の考え方を具体化する役割を担っています。

あらゆる分野の施策に男女共同参画の視点を反映させるため、職員一人ひとりが男女共同参画の意義や必要性の理解を深め、率先して行動すること重要です。

このため、職員に対する啓発と男女共同参画意識の徹底・向上に取り組めます。また、職員の意識向上をより具体的・実践的に進めるため、ワーク・ライフ・バランスの推進や管理職への女性の登用促進など、唐津市特定事業主行動計画に基づき、男女共同参画の模範となる組織づくりに取り組めます。

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①男女共同参画の意識向上と女性活躍の推進		
男女共同参画の意識の徹底、向上	・職員の男女共同参画意識の徹底に向けた啓発・研修を行う。	人事課
係長以上の女性職員登用の促進	・性別にかかわらず、意欲や能力、業務実績による適正な配置に努める。	人事課
セクシュアル・ハラスメントなどの被害者相談窓口の整備・周知	・職員相談員による相談受付など、総合的な課題の解決と職場環境の整備を行う。	人事課
ワーク・ライフ・バランスの推進	・業務の削減、超過勤務の縮減、休暇取得率の向上など働き方の見直しと、仕事と家庭・地域生活を調和する取組を進める。	人事課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
男女共同参画に関する職員研修の実施回数	1回 (H30年度)	毎年1回以上
係長以上の女性職員の割合	19.4% (H31.4.1現在)	25%
男性職員の育児休業取得率	0% (H30年度)	5%
職員一人当たりの年次休暇取得率	55.5% (11.1日)	65% (平均13日)

▼関連計画

- ・唐津市人材育成基本方針
- ・唐津市特定事業主行動計画

基本目標 2 安全・安心な社会づくり

▼基本的な考え方

近年、集中豪雨や地震などの自然災害が増えており、市民の防災意識は高まっていると考えられますが、その一方で、避難所などにおける男女で異なったニーズや状況への配慮がないことや、地域住民同士の繋がりが希薄になっていることが指摘されています。

特に災害時は、平常時の社会の課題が一層顕著に表れるため、これまでの慣行や考えにとらわれない男女共同参画の視点で地域防災を考え、避難所運営マニュアルの設計や、ともに助け合う地域コミュニティを形成するなど、災害時に備えた意識の醸成と具体的な取組を検討します。

また、男女が生涯を通じていきいきと過ごすためには、心身の健康を保つことが重要です。特に女性は、妊娠・出産や特有のがんなどの健康問題に直面する可能性があります。一方、近年社会問題になっている自殺は、男性が多い傾向にあります。男女共同参画社会の実現に向けて、男女の特性に応じた心身の健康づくりに取り組みます。

更に、女性は、出産・育児・介護などの事情で就業の中断を余儀なくされたり、非正規雇用労働者が多いことなど、男性に比べて貧困などの生活上の困難に陥りやすくなっています。こうした女性の貧困問題をはじめ、高齢の人、障がいがある人、外国人及びLGBTs※1（性的少数者）であることなどを理由に、地域でさまざまな困難を抱える人が、日常に感じている不安や不便を軽減し、すべての人が自立した生活を送れるよう、環境整備に取り組みます。

▼施策の方向

- (1) 地域防災における男女共同参画の推進
- (2) 生涯を通じた心身の健康支援
- (3) 暮らしに困難を抱えた人への支援

▼成果指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)	出典・根拠	計画体系
消防団員に占める女性の割合	47人 (H31年度)	74人	全団員数(3,711人)の2%を目指す	2-(1)
がんの検診受診率	子宮頸がん 23.7% 乳がん 13.5% (H30年度)	50%	佐賀県の重点目標 「女性特有のがん 対策を総合的に推 進」に基づくもの	2-(2)

※1 恋愛の対象が同性や両性である人や、生まれたときの性別に違和感を持つ人、性同一性障害の人など、性のあり方が多数の人たちと異なる人たちを総称して「LGBTs」(エル・ジー・ビー・ティー・ズ)と呼ぶことがあります。偏見や差別をなくし、正しい理解を深めることが必要です。

この計画では、「唐津市人権教育・啓発基本方針(平成31年3月策定)」に準じて、「LGBTs」と表記します。

施策の方向（Ⅰ）地域防災における男女共同参画の推進

▼現状と課題

これまでの大規模災害の避難所生活では、平常時の固定的な性別役割分担意識が反映され、炊き出しなど女性の負担が大きかったこと、性別によって異なるニーズや状況への配慮が行き届かなかったこと、避難所でのDVや性被害の未然防止の必要性などが指摘されています。

国は、これまでの災害対策における経験をもとに、平成25年「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、地方公共団体が災害時に男女共同参画の視点で取り組む際の基本的事項を示しています。平成30年に策定された「唐津市地域防災計画」でも、市民に対する防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや、意思決定の場に女性の参画が重要であることなど、男女双方の視点に十分に配慮することが求められています。

このことから、女性の視点に立った避難所運営、防災対策の推進、防災会議や消防団など、防災組織への女性参画促進に取り組みます。

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①男女共同参画の視点に立った防災対策の推進		
市民の防災体制の構築の奨励や支援	・自主防災組織の設立や活動を支援する中で、出前講座などを通して、自主防災組織における男女共同参画の視点の必要性の周知に努める。	危機管理防災課
男女のニーズに配慮した避難所運営と物資の整備	・女性の専用物干し場、更衣室、授乳室及び男女別トイレの設置、生理用品・女性用下着（女性による配布）など、女性や子育て家庭に配慮した避難所運営に努める。	危機管理防災課
地域防災における男女共同参画の必要性の啓発・情報提供	・男女共同参画の視点を取り入れた、避難所運営のマニュアル作成や地域防災計画の周知を行う。	危機管理防災課
災害時・災害復興時の男女共同参画の取組に関する調査と情報収集	・国、県やほかの自治体及び民間の調査機関の調査結果や事例などを活用し、災害時・災害復興時の取組について情報収集し、関係課に周知する。	男女参画・女性活躍推進課

主な取組	内容	担当課
施策②防災分野への女性の参画促進		
消防団への女性の参加促進の啓発	・ 予防活動、後方支援、避難所運営など活動の内容を具体的に周知しながら、消防団への女性の参加促進に向けた広報を行う。	地域消防課
防災分野への女性の積極的参加の啓発	・ 自主防災組織などへの女性の参画促進に努める。 ・ 自主防災組織による防災訓練や防災リーダー研修会などへの女性の参画の促進に努める。	危機管理防災課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
自主防災組織、住民向け防災説明会実施	15回 (H30年度)	15回

▼関連計画

- ・ 唐津市地域防災計画

施策の方向（2）生涯を通じた心身の健康支援

▼現状と課題

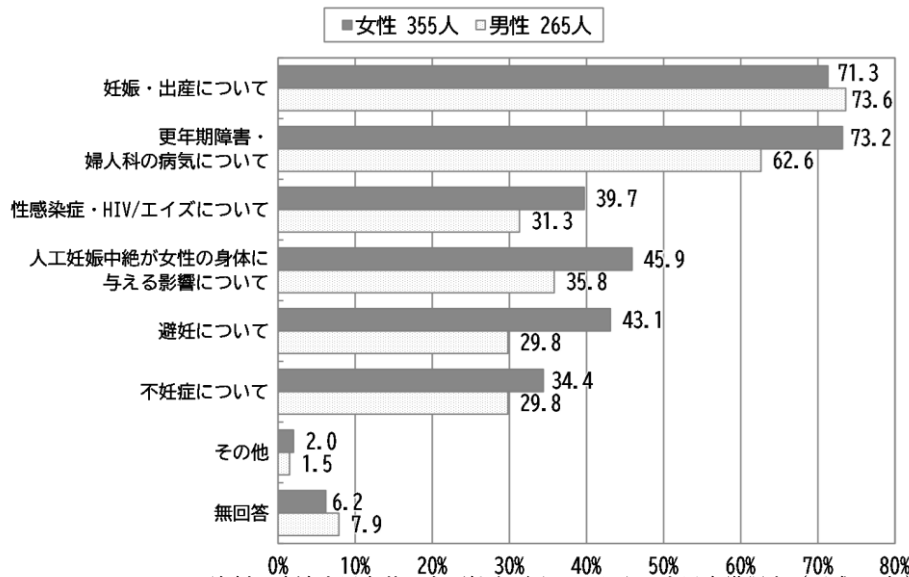
唐津市では、生活習慣病の予防や改善、健康づくりのための取組を計画的に実施していますが、女性は妊娠・出産や、特有の健康上の問題などに直面することに留意する必要があります。女性が安心して健康に生活できるように、子どもを産むかどうか、いつ何人子どもを持つかなど、すべてのカップルが責任をもって自由に決定し、そのための情報や手段を得ることができる権利「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要です。

市民意識調査の結果では、知っていた方がよいこととして、男女ともに「妊娠・出産」、「更年期障害・婦人科系の病気」を多く挙げています。働きながら妊娠・出産を迎える女性が増えていますが、母性を尊重され、安心して子どもを生むことができる環境を整備することは、女性の能力発揮の促進に加え、生涯を通じた女性の健康確保などの観点からも重要な課題です。

一方、近年社会問題になっている自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺者の男女比は男性が女性の3倍に上っています。市民意識調査では、「弱音を吐けないこと、悩みを相談できないこと」をつらいと感じる男性の姿がみられました。

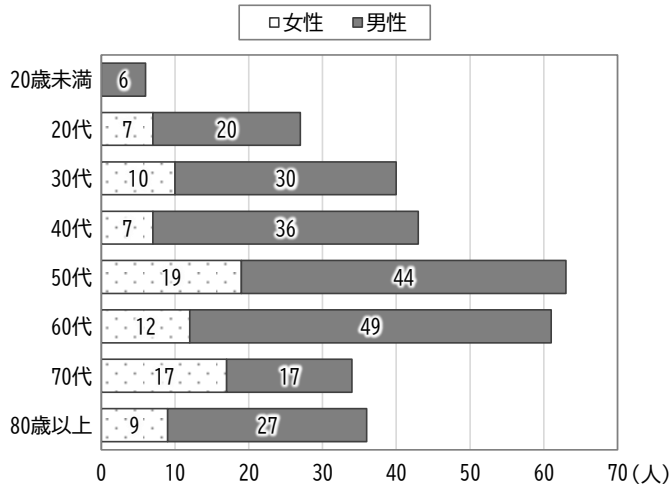
男女がともに健康を適切に管理・改善していくために、各種健康診査の受診促進や健康相談の充実など、男女の違いに応じた心と身体の健康づくりと、妊娠・出産に関する理解促進に取り組みます。

【女性の身体を守るために、知っていた方がよいこと】

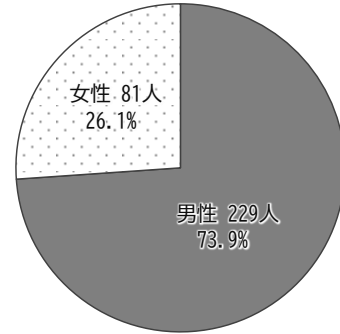


資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問13

【唐津市性別、年齢別自殺者数】

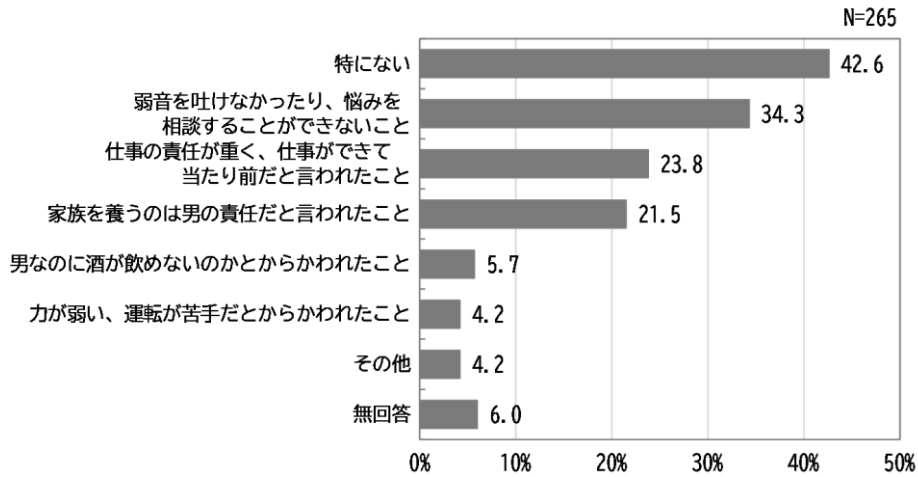


【唐津市性別自殺者数】



資料：唐津市自殺対策計画
・平成21年から平成29年自殺者の総数310人

【「男」もつらいと感じたことはあるか】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問14

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①男女の違いに応じた心と身体の健康づくりの推進		
身体の健康づくりの場の確保	・生活習慣病予防のための、健康づくりを推進する。	保険年金課 保健医療課
特定健康診査などの各種健康診査の受診促進、特定保健指導の参加促進	・がん検診の受診を促進する。	保健医療課
	・特定健康診査の受診を促進する。 ・特定保健指導の参加を促進する。	保険年金課 保健医療課
健康相談の充実	・生活習慣病重症化予防のための保健指導を充実する。	保険年金課 保健医療課
	・高齢の人が、介護を必要とせずに安心して生活できるよう健康相談及び介護予防のケアマネジメントなどの支援を行う。	高齢者支援課
薬物乱用防止対策の充実、喫煙・飲酒の人体への影響に関する知識の啓発	・広報誌やホームページなどを活用して人体への影響を啓発する。	保健医療課
メンタルヘルスケア※1、心の病を予防する対策の充実	・ゲートキーパー※2 や民生・児童委員など地域での連携・協力による自殺予防の取組を行う。	保健医療課
県、医療、福祉、労働の各関係機関の連携強化と情報共有	・健康づくり推進協議会や健康づくりネットワーク会議等、関係団体等との連携強化と情報共有を進める。	保健医療課
健康づくりイベントの開催	・生活習慣病予防のため、各年齢層の体力に応じたスポーツ大会を開催し、市民の体力向上と健康づくりを推進する。	スポーツ振興課

※1 メンタルヘルスは心の健康、ケアは手当のことです。

※2 自殺の危険を示すサイン（兆候）に気づき、適切に対応できる人のことです。

主な取組	内容	担当課
施策②妊娠・出産に関する理解の促進		
男女ともに妊娠、出産、産後への理解を深めるための意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・同居家族にも妊娠・出産・育児に関して理解を深めてもらうために、意識啓発を行う。 ・身体的にリスクが高い妊婦とパートナーを対象に妊娠届出時の面談や、訪問による指導を行い妊娠期から協力してセルフケアに取り組めるよう啓発を行う。 ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の周知を行う。 	保健医療課
	<ul style="list-style-type: none"> ・働く女性の母性保護の啓発を行う。 	商工振興課
妊娠・出産・育児に関する相談・保健指導・健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健診結果をもとに、指導や不妊・不育に関する相談支援、予期しない妊娠などに関する相談などを行う。 	保健医療課
母子保健対策事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠後期から産後（新生児早期）までの周産期医療体制を充実し、母親と子どもの健康を守る。 	保健医療課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
特定健康診査※1の受診率	41.3% (H30年度)	60%
特定妊婦※2の数 (支援計画を立てた数)	119人 (H30年度)	— ※3

▼関連計画

- ・からつ元気いっぱい健康プラン21
- ・唐津市自殺対策計画

※1 糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防するための健康診査です。

※2 若年や経済的な問題、心身の不調などで、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことです。

※3 取組状況の把握に参考となる指標のうち、数値の増減で成果を表すことが適当でない指標は、目標値を「—」としています。

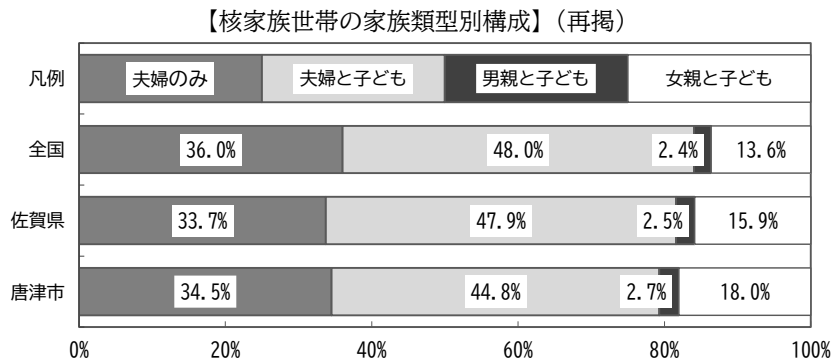
施策の方向（3）暮らしに困難を抱えた人への支援

▼現状と課題

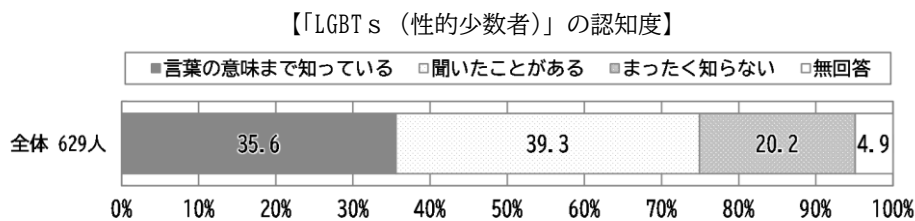
女性は、出産・育児などで就業を中断する人や非正規雇用労働者が多い（P.16 参照）ため、男性に比べて安定した所得を得ることが難しくなっています。また、男女の置かれた状況の違いから、ひとり親、高齢の人、障がいのある人、外国人などは、女性であるために貧困など一層困難を抱えることがあります。唐津市は、ひとり親世帯の割合が国や佐賀県と比較して高く、自立に向けた支援が必要です。

市民意識調査では、LGBTs の認知状況は、「言葉の意味まで知っている」人は4割弱で、中学生意識調査では、「自分の性や、心の性に悩んだことがある」と回答した生徒は約1割という結果が出ています。LGBTs の人は、周囲の理解不足や偏見などで、日常生活上の困難に直面することが多いと言われており、多様な生き方を理解し尊重する取組が、今後ますます重要になっています。

このため、さまざまな困難を抱えた人々が自立し、安心して暮らすことができる環境の整備と、あらゆる人の人権尊重に向けた意識啓発や情報提供に取り組みます。

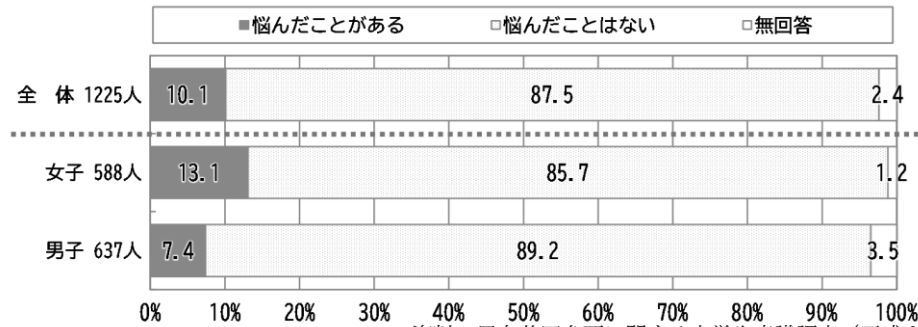


資料：国勢調査（平成27年）



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問16

【自分の性、心の性に悩んだことがあるか】



資料：男女共同参画に関する中生意識調査（平成30年）：問17

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備		
ひとり親家庭の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の生活の安定のため、就職に有利な資格取得に支援を行う。 ひとり親家庭の児童の進学、就職等資金の貸付けの支援を行う。 	子育て支援課
ひとり親家庭の居住支援	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親世帯の優先入居（抽選回数2回）を実施する。 	建築住宅課
高齢の人が安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 高齢の人の生活支援体制を整備する。 高齢の人の見守り体制づくりを推進する。 在宅福祉サービスや施設介護の充実など、介護支援体制の充実に努める。 	地域包括支援課 高齢者支援課
障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 障がいのある人の生活を支援するとともに、その家族の身体的・精神的負担も軽減し、地域での生活を支援する。 専門の相談員（社会福祉士、精神保健福祉士等）が必要に応じて関係機関と連携し、サービスや機関・施設・関係団体や専門家などの社会資源の利用援助、情報提供などを行い、社会参加や自立を支援する。 緊急時の対応や、障がいのある人が単身であっても地域で安心して生活できるよう、「地域生活支援拠点等」の整備を進める。 	障がい者支援課

第3部 計画の内容

主な取組	内容	担当課
施策②性別にかかわらずあらゆる人の人権尊重に向けた意識啓発と情報提供		
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「同和問題啓発強調月間」、「人権週間」に広報活動、講演会、パネル展、懸垂幕設置などを実施する。 ・企業の社内研修などに講師を派遣して企業の人権意識を高める。 	人権・同和对策課
人権研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の人の人権問題や、障がいのある人との共生社会の実現のために関心と理解を深める人権研修の推進を行う。 ・性的指向や性自認等に関する問題に関心と理解を深める人権研修を行う。 	生涯学習文化財課
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・法務局が設置する人権相談や、佐賀県 DV 総合対策センターが設置する LGBTs に関する相談窓口を、市ホームページや市報などで周知する。 ・民間の支援団体の情報提供を行う。 	人権・同和对策課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6 年度)
(ひとり親家庭) 自立支援教育訓練給付金受給者数	4 人 (H30 年度)	—
(ひとり親家庭) 高等職業訓練促進給付金受給者数	23 人 (H30 年度)	—
公民館などでの人権研修・講座の開催数	155 回 (H30 年度)	192 回 (R1 年度) 単年度で目標設定

▼関連計画

- ・唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・唐津市地域福祉計画・唐津市地域福祉活動計画
- ・唐津市人権教育・啓発基本方針
- ・唐津市教育大綱
- ・唐津市障がい者基本計画・唐津市障がい福祉計画・唐津市障がい児福祉計画
- ・唐津市子ども・子育て支援事業計画

基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり

▼基本的な考え方

人口減少社会を迎え、老年人口は増加し、年少人口・生産年齢人口は減少するなど、わが国の社会構造は大きく変化しています。唐津市も例外ではなく、一人暮らし世帯や核家族世帯が増加し、一世帯あたりの世帯構成員が減少することで、家庭生活における家族ひとりあたりの負担は大きくなっています。(P13；第2部参照)

共働き世帯が増加している一方で、家庭での掃除・食事の準備などの家事、育児や介護は、その多くを女性が担っており、働きながら家事・育児・介護をする女性にとって大きな負担となっています。

また、昇進や職場での研修の機会に男女差があるなど、女性の継続した就業やキャリアアップは、依然として男性と比較すると難しい状況にあります。このため、各個人の意識の向上だけでなく、男性中心型の労働慣行や長時間労働を前提とした職場風土を見直し、労働時間の短縮、柔軟な働き方や休暇制度など、就労環境の整備を推進します。

一方、農林水産業や、商工自営業に従事する人の就労状況は、仕事と家庭との区別が難しいことから、企業などで働く労働者とは別の視点で考える必要があります。

更に、以前より男性の家事や育児への参加は増加傾向にありますが、女性の社会参加が進む中で、男女がともに仕事と家庭・地域生活を両立できるように、ワーク・ライフ・バランス※1の実現に向けて取り組みます。

▼施策の方向

- (1) 職場における男女共同参画と女性活躍の推進
- (2) 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

※1 ワーク・ライフ・バランスは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指します。

第3部 計画の内容

▼成果指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)	出典・根拠	計画体系
市内企業の女性管理職 (課長職以上)登用率	19.7% (H30年度)	25%	女性活躍推進に関する企業アンケート調査	3- (1)
女性活躍推進の取組を進めている企業の割合	41.7% (H30年度)	50%	男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査	3- (1)
女性農業委員数 (全19人)	2人 (H31年度)	7人	唐津市農業委員会	3- (2)
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度(意味まで知っている又は聞いたことがある)	63.3% (H30年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	3- (3)

施策の方向（1）職場における男女共同参画と女性活躍の推進

▼現状と課題

法律や制度によって、女性の働く環境は徐々に整備されてきましたが、未だに昇進・昇給や賃金など、性別による格差があります。

市内企業の係長相当職以上に占める女性の割合は、2割程度に留まっており、女性活躍推進に関する取組が進まない企業は、半数以上に上ります。

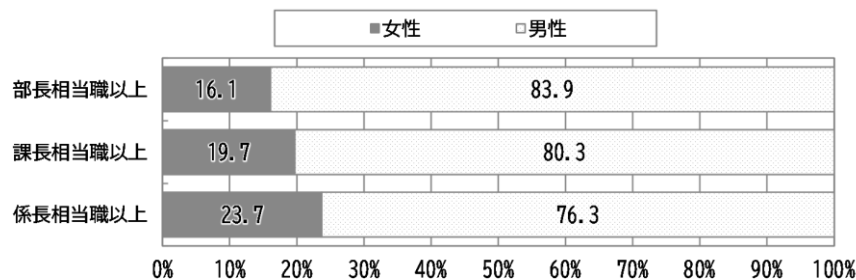
また、核家族化が進行する中、共働き世帯が増えていることもあり、家事・育児・介護に考慮した配置や勤務時間の設定が求められています。

男女がともに働きやすい職場づくりのため、男性中心型の労働慣行の見直しや、女性の積極的登用など、経営者・管理職の意識改革に取り組みます。

更に、令和元年6月に労働施策総合推進法が改正され、職場でのパワーハラスメント防止対策が事業主の義務となり、セクシュアル・ハラスメント等の防止対策も強化されました。

唐津市では、ハラスメントに関する相談窓口の設置や、社内規定でハラスメント防止措置等に取り組んでいる企業もありますが、一方で、取組を進めることができていない企業は少なくありません。誰もが快適に働ける職場環境づくりのために、ハラスメント行為防止の啓発などに取り組みます。

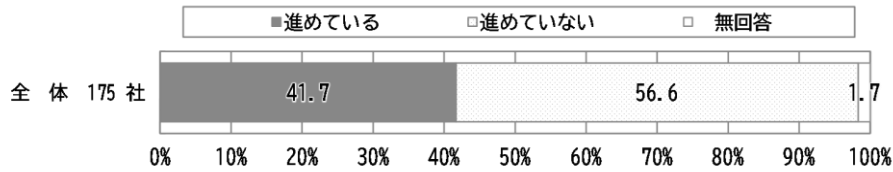
【唐津市内企業における係長相当職以上に占める女性の割合】



資料：唐津市女性の活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問4

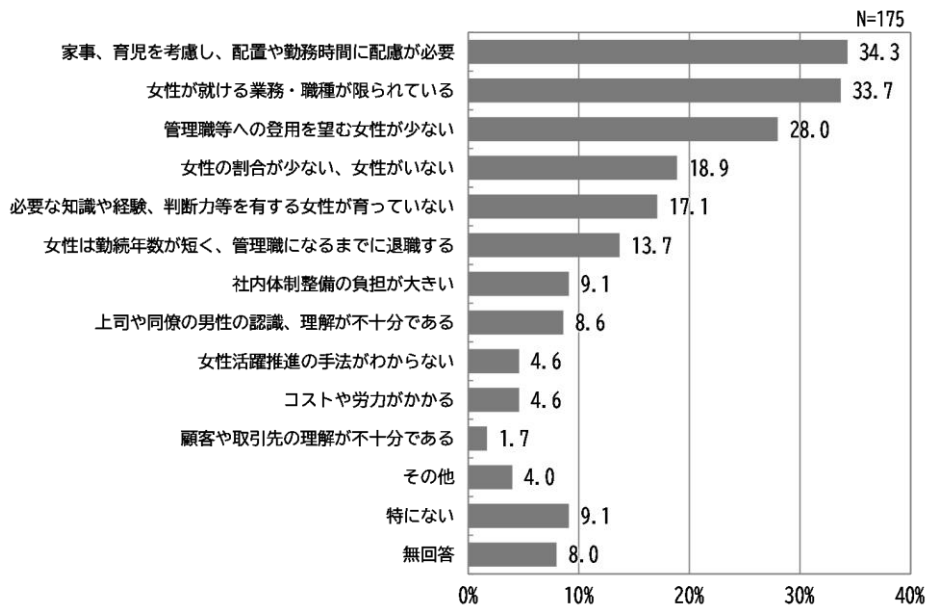
第3部 計画の内容

【女性活躍推進に関する取組状況】



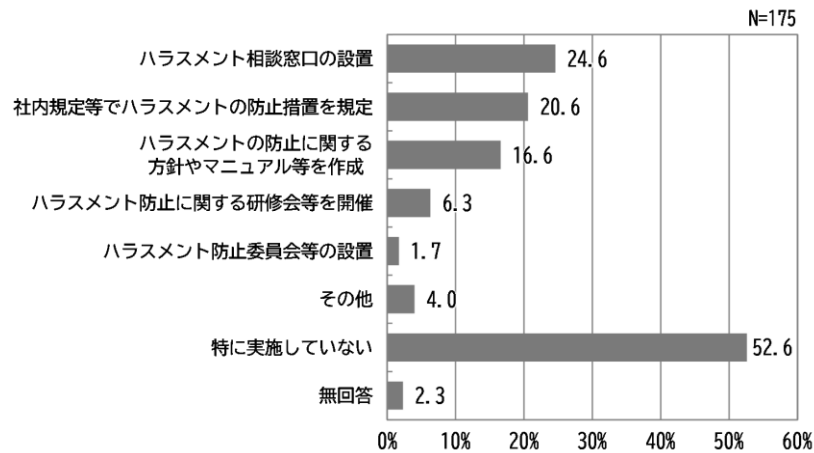
資料：唐津市女性の活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問7

【女性活躍推進への課題】



資料：唐津市女性の活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問8

【企業における各種ハラスメント対策の実施内容】



資料：唐津市女性の活躍推進に関する企業アンケート（平成30年）：問16

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①男性中心型労働慣行等の見直しと女性の登用促進		
広報・啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの広報を行う。 ・女性の結婚・出産などを理由とする不利な扱いなど、差別的慣行の撤廃を推進する。 ・男女を問わない育児・介護休業制度などの普及や休暇を取りやすい職場環境づくりの啓発を行う。 	商工振興課
	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者や管理職の意識改革に向けた啓発や情報提供を行う。 ・女性の管理職登用や従業員の子育て・介護支援などの先進的な取組事例を市ホームページで発信する。 	男女参画・女性活躍推進課
企業の取組促進に向けた支援制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・女性活躍推進や従業員の子育て・介護支援などに取り組む事業所の情報を市ホームページで発信する。 ・公共調達における受注機会の増大など奨励制度を検討する。 	男女参画・女性活躍推進課
施策②ハラスメント防止対策の推進		
ハラスメント防止対策の啓発・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・職場での各種ハラスメント防止対策の啓発や情報提供を行う。 	商工振興課 男女参画・女性活躍推進課
企業への人権教育啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・企業における身近な人権問題である「セクハラ」、「パワハラ」、「女性」、「高齢の人」、「LGBTs」、「同和問題」そのほかの人権問題について、正しい理解と認識を得るために研修会などを開催する。 	生涯学習文化財課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
市内事業所の「女性の活躍推進佐賀県会議※1」会員登録数	28事業所 (H30年度)	43事業所

※1 女性の活躍推進佐賀県会議とは、佐賀県内経済団体が中心となり、女性の活躍による地域経済の活性化を推進するために設置されたものです。佐賀県も経済団体等と連携し、推進しています。

施策の方向（2）農林水産業、商工自営業における男女共同参画の 推進

▼現状と課題

唐津市の農家人口は13,518人（農林水産省「農林業センサス」：平成27年）で、うち女性は6,813人と全体の約半数を占め、経営者または家族従事者として生産や経営の重要な担い手となっています。しかし、農林水産業や商工自営業に従事する人は、時間的にも空間的にも仕事と生活の区別がつけにくく、特に女性は家事なども含め、長時間労働になりやすくなっています。性別や世代による固定的役割分担意識や、これに基づく慣習・慣行が根強く残っていることから、経営や意思決定過程に女性が参画することが難しくなっています。

女性が男性と対等に経営などに参画するため、一人ひとりの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりの促進や、女性の技術・能力向上に向けた情報提供などに努めます。

また、子育てや介護などで離職した女性の再就職に向けて、職業訓練などの能力開発や求人などの情報提供を行います。

そのほか、起業は、自分で就業時間や勤務場所を決めることができる点で、女性が働く上で課題となりやすい、出産・育児等との両立を可能にするひとつの働き方と考えられます。しかし一方で、女性が起業する際の課題として、家事や育児・介護との両立に加えて、ビジネスにおける知識や経験が不足していることなどが考えられます。このため、起業に関する制度や相談窓口などの情報提供など、起業に必要な支援に取り組みます。

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①働きやすい労働環境の整備促進と経営への女性の参画推進		
労働環境の整備促進	・農林漁業従事者の労働時間の適正化や定期的な休日取得など、職場環境の整備を指導する。	農政課 水産課
	・家族経営協定※1の普及や締結の支援を行う。 ・就業規則の改善を推奨する。	農政課 農業委員会
女性の参画促進に向けた情報提供	・国や県が主催する女性の経営参画促進に向けた講座などの情報提供を行う。	商工振興課 男女参画・女性活躍推進課
施策②女性の就業・起業支援		
再就職やスキルアップに関する情報提供	・関係機関と連携して就職・再就職・就業継続に関する支援制度などの情報提供を行う。 ・再就職支援セミナー、能力開発セミナーなどの情報提供を行う。	商工振興課 男女参画・女性活躍推進課
起業に関する情報提供	・起業支援に関する情報や融資制度などの情報提供を行う。	商工振興課
	・経営の多角化・複合化や6次産業化を促進する能力開発、起業支援を行う。	農政課
起業・経営相談窓口の開設	・起業前から事業拡大まで、経営上の問題解決に向けた相談窓口を開設し、支援する。	商工振興課
スキルアップの促進	・経営の多角化・複合化や6次産業化を促進する能力開発、起業支援に関する情報提供を行う。	農政課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
家族経営協定の締結数	167件 (H31.3月末)	197件

※1 家族経営協定とは、農業経営を担っている世帯員相互のルールを文書にして取り決めたものです。家族経営が中心の日本の農業に、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためには、経営における家族一人ひとりの役割と責任を明確にして、個人の意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。

施策の方向（3）ワーク・ライフ・バランスの推進

▼現状と課題

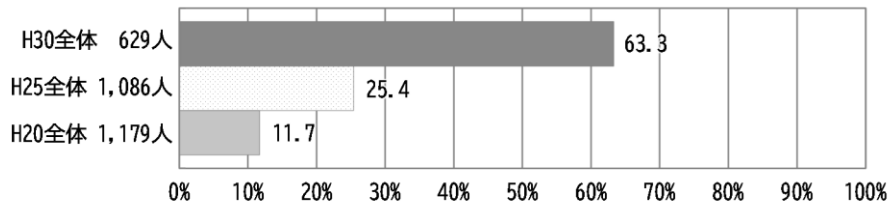
女性の社会参画を推進する上で、男女がともに仕事と家庭・地域生活を両立させることが重要です。

市民意識調査では、「ワーク・ライフ・バランス」の認知度は6割強となっており、この10年間で知っている人が大きく増加していますが、掃除や洗濯、食事の準備・後片付け、日常の買い物などは、依然女性の負担が大きく、男女ともに仕事と家庭・地域生活のバランスが取れた生活とは言えない状況です。

特に、子育てや介護は、家庭生活での大きな負担となり、女性が仕事を続けることが困難な理由として、上位に挙げられています。

男女がともに家族の一員として責任を担いながら、職業生活と家庭生活を両立させることができるように、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発や情報提供を行います。また、育児、介護や病気の療養をしながら安心して働き続けられるように、子育て支援・介護支援などの更なる充実に取り組みます。

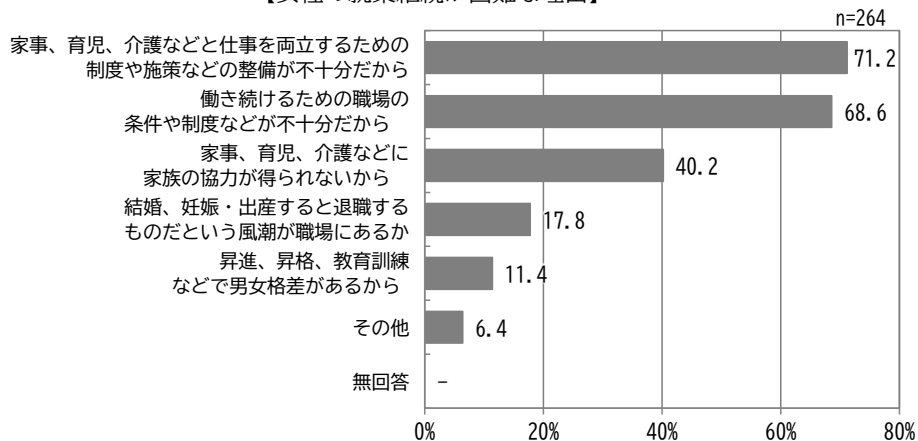
【「ワーク・ライフ・バランス」の認知度】



※H20・H25 「知っている」、H30 「意味まで知ってる」+「聞いたことがある」割合

資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問25

【女性の就業継続が困難な理由】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問7-1

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供		
ワーク・ライフ・バランスの意識啓発・情報提供の実施	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を行う。 先進的取組事例の紹介や情報提供を行う。 	商工振興課 男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> 長時間労働の是正や育児・介護休業法などの制度内容を周知する。 	商工振興課
多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> 企業に多様な働き方の情報提供を行う。 短時間勤務やフレックスタイム※¹など多様な働き方を実践している企業の事例紹介や情報提供を行う。 	商工振興課
施策②仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備		
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 未就学児の一時預かり事業、延長保育、休日保育、障がい児保育、病後児保育などを充実する。 放課後児童クラブの整備を進め、充実する。 保育所、認定こども園等の整備と運営体制を充実する。 多様な働き方に対応した保育情報を提供するなど育児相談を充実する。 唐津市子ども・子育て支援事業計画を推進する。 NPO 法人唐津市子育て支援情報センターなど育児支援に関わる団体への支援を充実する。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> 安心して子どもを産み育てられるよう育児相談などを充実する。 電子母子手帳（からつっこアプリ）やパンフレットなどで、子育て情報を提供する。 	保健医療課

※¹ 総労働時間の枠内で、労働者が各日の始業・終業時刻を自主的に決定して働く制度です。

第3部 計画の内容

施策②仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備		
介護支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・無理のない介護・看護のための工夫や制度の情報提供を行う。 ・介護者の悩み軽減のため相談体制を充実する。 ・介護者同士が情報を交換し、互いに支え合えるネットワークづくりを推進する。 ・介護支援の環境整備や相談体制を充実する。 	高齢者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・家族介護の悩みや施設入所、介護予防など高齢の人に関する相談体制を充実する。 ・介護サービスや生活支援などに関する情報提供を行う。 	地域包括支援課

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
放課後児童クラブの利用が必要だが利用できない児童数	50人 (R1.5月現在)	0人

▼関連計画

- ・唐津市子ども・子育て支援事業計画
- ・唐津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ・からつ元気いっぱい健康プラン21

基本目標4 男女間の暴力のない社会づくり

▼基本的な考え方

暴力は、性別や加害者、被害者の立場を問わず、決して許されるものではありません。

配偶者や交際相手からの暴力を指すDV（ドメスティック・バイオレンス）※1、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会実現に向けて、克服すべき重要な課題です。

特にDVは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害で、家庭内で行われるため、発見が困難な上に、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、暴力がエスカレートして被害が深刻化する傾向にあります。被害者の多くは女性で、その根底には女性の人権の軽視があると言われています。

このような状況を改善していくために、まずはDVを正しく理解し、個人のみではなく社会の協力が得られるように、意識啓発や情報提供、若年層への予防教育を推進する必要があります。

また、被害者が安心して相談できる窓口の整備や、被害者を発見し保護するための緊急体制、自立に向けた支援の充実など、さまざまな庁内の部署や庁外の関係機関との連携を強化しながら、男女間の暴力のない社会の実現に取り組みます。

▼施策の方向

- (1) 男女間のあらゆる暴力の根絶
- (2) 相談体制の整備と被害者支援の充実
- (3) 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

※1 DVは「男女間、配偶者間などの親密な関係にある、又はあった者から振られる暴力」を指します。配偶者暴力防止法には、「被害者の多くは女性であり、経済的自立が困難な女性に対する暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げになっている」と明記されていますが、近年は女性から男性への暴力、同性パートナー間の暴力なども問題になっています。

第3部 計画の内容

▼成果指標

指標名	現状値	目標値 (R6 年度)	出典・根拠	計画体系
夫婦間における次のような行為を“暴力”と認知する人の割合 ①【精神的暴力】友人関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	① - % ② - % ③ - % ※1	①~③ 100%	調査対象としていなかったが今後認知度を上げること で認識の向上を促進する。	4 - (1)
「DV」の認知度（意味まで知っている又は聞いたことがある）	88.9% (H30 年度)	100%	男女共同参画社会 づくりのための市 民意識調査	4 - (1)
デート DV に対する認知度 （言葉も内容も知っている又は言葉は知っている）	52.3% (H30 年度)	60%(早期) 更に 100%を 目指す	男女共同参画に関 する中学生意識調 査	4 - (1)

※1 現状値の把握ができないものは「-」で表示しています。

施策の方向（1）男女間のあらゆる暴力の根絶

▼現状と課題

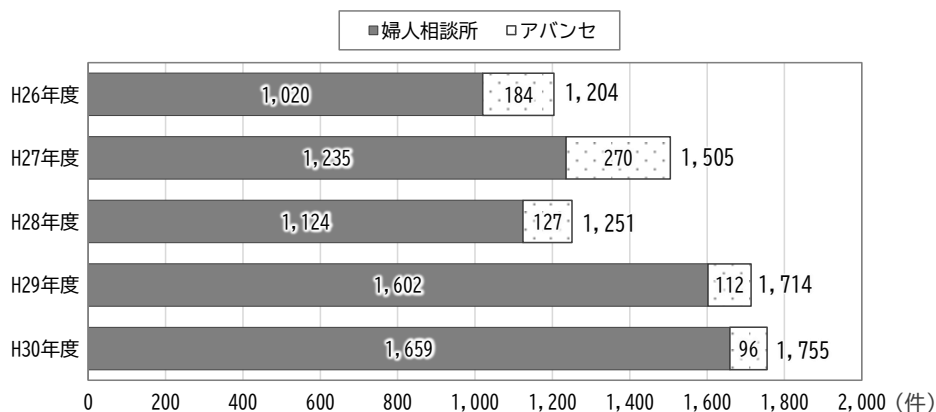
DVをはじめとする暴力は、個人の尊厳を侵害するもので、性別にかかわらず、一人ひとりが自分らしく生活できる男女共同参画社会実現の妨げになります。

佐賀県及び唐津市のDV被害の現状として、佐賀県配偶者暴力相談支援センターや唐津市女性総合相談窓口への相談件数は年度によってバラつきがあるものの、佐賀県警察本部のDV事案取扱件数が平成30年度に過去最多となるなど、被害は増加傾向にあります。

また、市民意識調査では、配偶者やパートナーから何らかの暴力を受けたことのある人の割合は、2割弱と少なくありません。配偶者間のみならず、中学生や高校生などの若い世代のデートDVも問題となっており、中学生意識調査では、割合は高くないものの、デートDVを受けたことがあると回答した生徒が見られました。

男女間の暴力を未然に防止するとともに、暴力を早期に発見し、適切な支援につなげることが必要です。このため、すべての人がDVへの理解を深めるとともに、若い世代へのDV予防教育を充実し、誰も被害者にも加害者にもならないための意識啓発と情報提供を一層推進します。

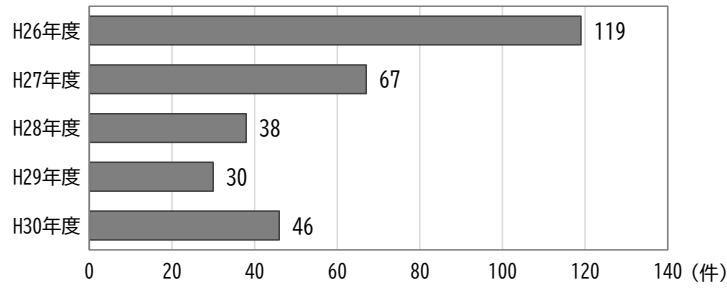
【佐賀県配偶者暴力相談支援センターへのDV相談件数の推移（佐賀県全体）】



資料：佐賀県子ども家庭課、佐賀県男女参画・女性の活躍推進課

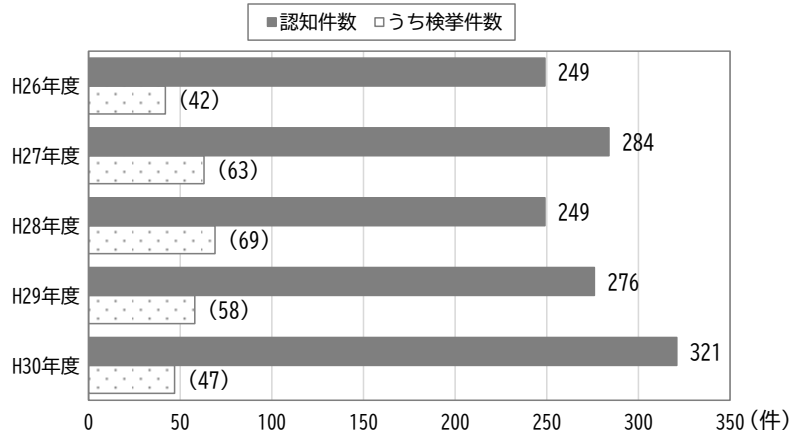
第3部 計画の内容

【唐津市女性総合相談窓口へのDV相談件数の推移】



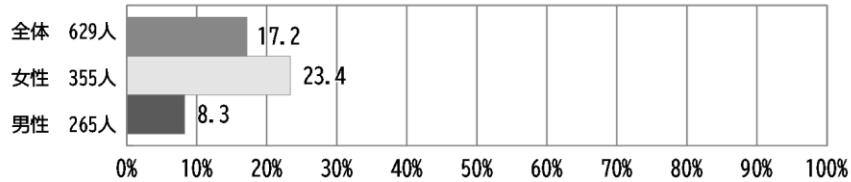
資料：唐津市子育て支援課

【DV事案の取り扱い件数の推移（佐賀県全体）】



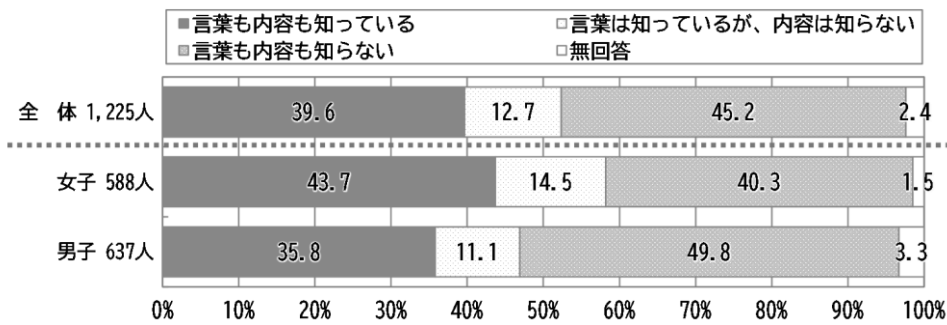
資料：佐賀県警察本部

【何らかのDVを受けたことがある】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問20

【「デートDV」の認知状況】



資料：男女共同参画に関する中学生意識調査支援業務（平成30年）：問19

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①暴力防止に向けた意識啓発と情報提供		
広報・啓発活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市報、行政放送、ホームページなどを活用した情報発信を積極的に行う。 ・DVの正しい理解を促進するため、講演会や講座を開催する。 ・街頭やイベントなどで啓発物を配布し、広く市民への意識づけを行う。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口での対応時に、必要に応じて、パンフレットの配付を行い、意識啓発・情報提供などを行う。 	高齢者支援課 障がい者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の人に対するDVを含む虐待の防止に関して啓発などを行う。 	高齢者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に対するDVを含む虐待の防止に関して啓発などを行う。 	障がい者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・DVを含むあらゆる人権問題の正しい理解と認識及び解消に向けて、社会・同和教育指導員による講座などを活用しながら啓発と情報提供を行う。 	生涯学習文化財課
	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画コーナーを常設し、関連図書の展示・貸出を行う。 ・関連する出版物を積極的に収集し、市民への提供を行う。 	近代図書館
災害時・復興時の女性に対する暴力防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座や研修などで、性犯罪やDVなど、災害時・復興時の女性に対する暴力防止対策の必要性を周知する。 	危機管理防災課
施策②若年者に対するDV予防教育の推進		
DV予防教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県DV総合対策センターが行うDV未然防止教育事業を市内の小中学校に周知する。 ・若い世代に向けた啓発や情報発信を行う。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会・同和教育指導員を講師として派遣し、市民に対する人権啓発事業を実施する。 	生涯学習文化財課
	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校高学年や中学生などに、デートDV防止の啓発を行う。 	学校教育課

第3部 計画の内容

▼活動指標

指標名	現状値	目標値 (R6年度)
DV防止啓発セミナーなどの参加者数	48人 (H30年度)	80人

▼関連計画

- ・唐津市避難所運営マニュアル
- ・唐津市地域防災計画

施策の方向（2）相談体制の整備と被害者支援の充実

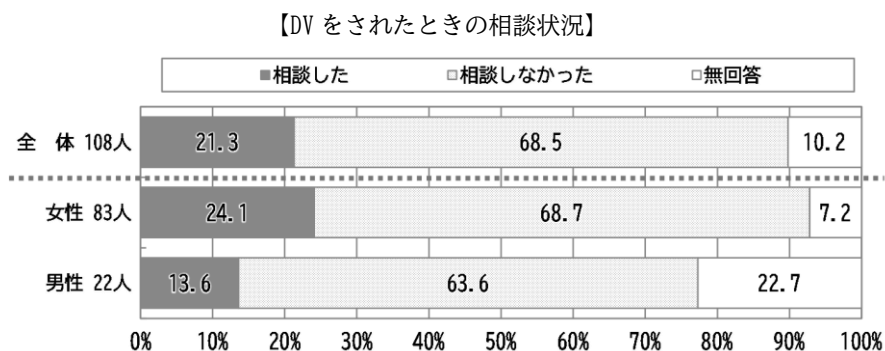
▼現状と課題

市民意識調査では、DVの被害にあった人のうち、「誰かに打ち明けることができなかった・相談しなかった」人は約7割となっており、DVを受けた人の多くが、誰にも相談することができず我慢していることが分かりました。また、「男女間の暴力防止のために必要なこと」として、男女ともに「被害者が安心して相談できる窓口の確保」を最も多く挙げています。DVの被害者は、女性だけでなく、男性や、子ども、中学生・高校生などの若い世代に加え、高齢の人、障がいのある人、外国人、LGBTsの人なども含まれています。このため、誰もが安心して相談できる体制の整備と相談窓口の周知に取り組みます。

また、緊急時の被害者支援には、関係機関との連携による安全な避難場所の確保が必要です。被害者の安全を守るため、加害者への住民基本台帳の閲覧制限など、被害者情報の徹底管理と二次被害の防止に向けて、従事する職員の意識向上にも取り組みます。

更に、DV被害者の自立した生活の支援には、仕事や住宅、生活費の確保、子どもの就学問題など、課題が多く分野にまたがり、さまざまな手続きが必要となります。このため、住宅確保、就労・就学に向けた支援、精神的な支援など関係部署が連携し、被害者の自立に向けて切れ目のない支援を行います。

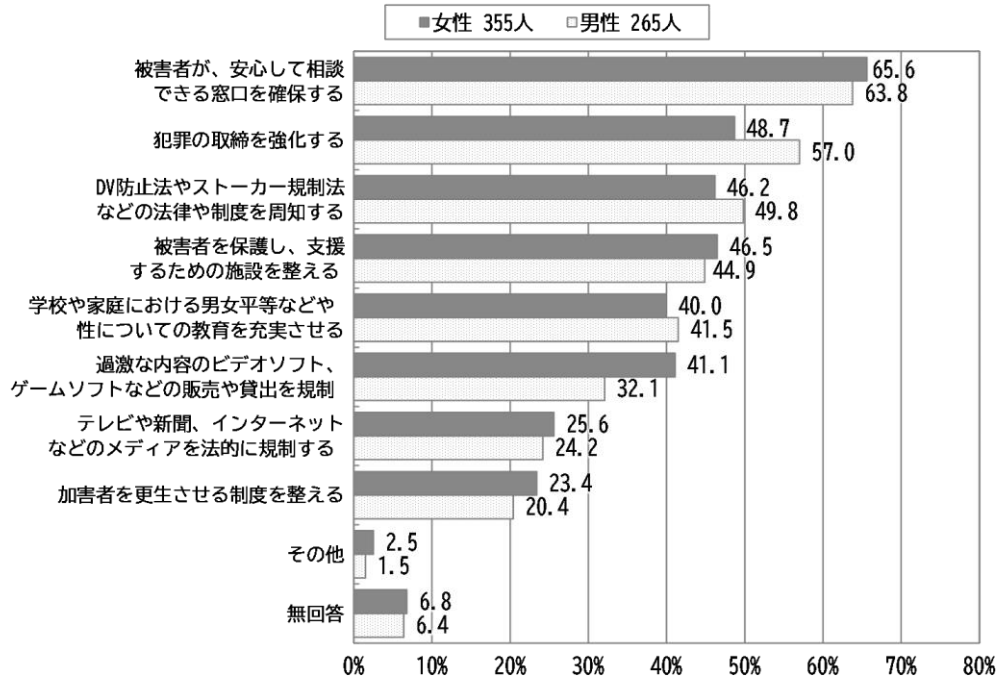
また今後は、DV根絶のために、加害者が暴力的な態度から脱却できるように支援することも求められています。



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：副問20-1

第3部 計画の内容

【男女間における暴力防止のために必要なこと】



資料：唐津市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査（平成30年）：問21

▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①相談体制の整備と相談窓口の周知		
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> 唐津市女性総合相談窓口を市ホームページ、市報、リーフレットなどで周知する。 市ホームページや市報、リーフレットなどで、佐賀県DV総合対策センターが設置している男性・LGBTsのDV被害者や、加害者全般の相談窓口を周知する。 国や関係機関が作成した外国人向けのリーフレットなどを配布して、相談窓口を周知する。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所や市内の部署と連携して、DVや児童虐待などの相談窓口を周知する。 	保健医療課
	<ul style="list-style-type: none"> 公益財団法人佐賀県国際交流協会と連携して、外国人向けのDV防止と相談窓口の広報などを行う。 	国際交流・地域づくり課

主な取組	内容	担当課
施策①相談体制の整備と相談窓口の周知		
あらゆる人に対する相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の手続きを1つの窓口で行うワンストップ窓口の導入を検討し担当者を限定するなど、プライバシーの確保に配慮して、被害者が安心して相談できる体制を充実する。 ・相談内容に応じて迅速かつ適切に対応できるように相談員の資質向上に努める。 ・日本語での相談が困難なときは、佐賀県や民間団体と連携し、外国語での相談に対応可能な相談窓口へとつなぐ。 ・児童虐待の通告からDV発見につながるケースが増加しているため、子どもとその家庭等に専門的な支援を総合的かつ継続的に行う体制を整備する。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達に伴うさまざまな困りごとや悩みに対応した相談窓口につなげるなど、乳幼児期の相談体制を充実する。 ・乳児全戸訪問、養育訪問で子育ての状況を把握し、適正な相談と支援を行う。 ・妊娠期からDVや虐待の予防につなげるため、妊娠届出時に支援者の有無や心身の問題など、子育て環境の聞き取りを十分に行い、必要に応じて継続した相談対応などを行う。 	保健医療課
	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がいのある人に対しては、手話通訳や要約筆記で対応するなど、あらゆる障がいの特性に応じた相談体制を充実する。 	障がい者支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢の人からの相談は、必要に応じて地域包括支援センターなどと連携し、相談体制を充実する。 	地域包括支援課

第3部 計画の内容

主な取組	内容	担当課
施策②被害者の安全確保の徹底		
情報の管理意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV 被害者関連窓口用手続き」の更新と活用を徹底する。 ・被害者情報の管理徹底と二次被害防止※1のため、職員を対象とした研修を実施する。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や保育所・認定こども園・幼稚園など関係機関との情報共有にあたっては、被害者と子どもの情報管理を徹底する。 	子育て支援課 学校教育課
安全確保の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の個人情報保護を徹底する。 ・被害者に対して、本人通知制度※2 や支援措置制度※3 の情報提供を行う。 ・本人通知制度※2 を市報や市のホームページなどで周知する。 	市民課
施策③被害者支援の充実		
公営住宅応募における入居資格の優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者が公営住宅を申し込む際、入居資格審査の優遇措置を行う。 	建築住宅課
子どもへの配慮や支援	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の子どもが保育所などへの就園や学校への就学及び転校するときは、情報伝達を徹底するなど十分に配慮するとともに、円滑に就学や保育ができるよう配慮し、就学援助などの支援を行う。 	子育て支援課 学校支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・特に県外から避難した被害者で、妊婦や乳幼児を抱えている人の、個人情報守秘の徹底や健康診査、予防接種、育児相談などが適切に受診できるように配慮する。 	保健医療課
就業支援制度に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員による就業や職業訓練の情報提供など、自立に向けた相談に対応する。 	子育て支援課

※1 行政の窓口や相談機関などでの被害者に対する不適切な対応によって、DVで傷ついた被害者が更に傷つくことです。

※2 住民票の写しなどが第三者から請求されたときに、本人に請求があったことを通知する制度です。

※3 DV加害者に被害者の情報が知られないように、被害者の住民基本台帳の閲覧や住民票・戸籍の附票の写しの交付を制限する制度です。

施策の方向（3）被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

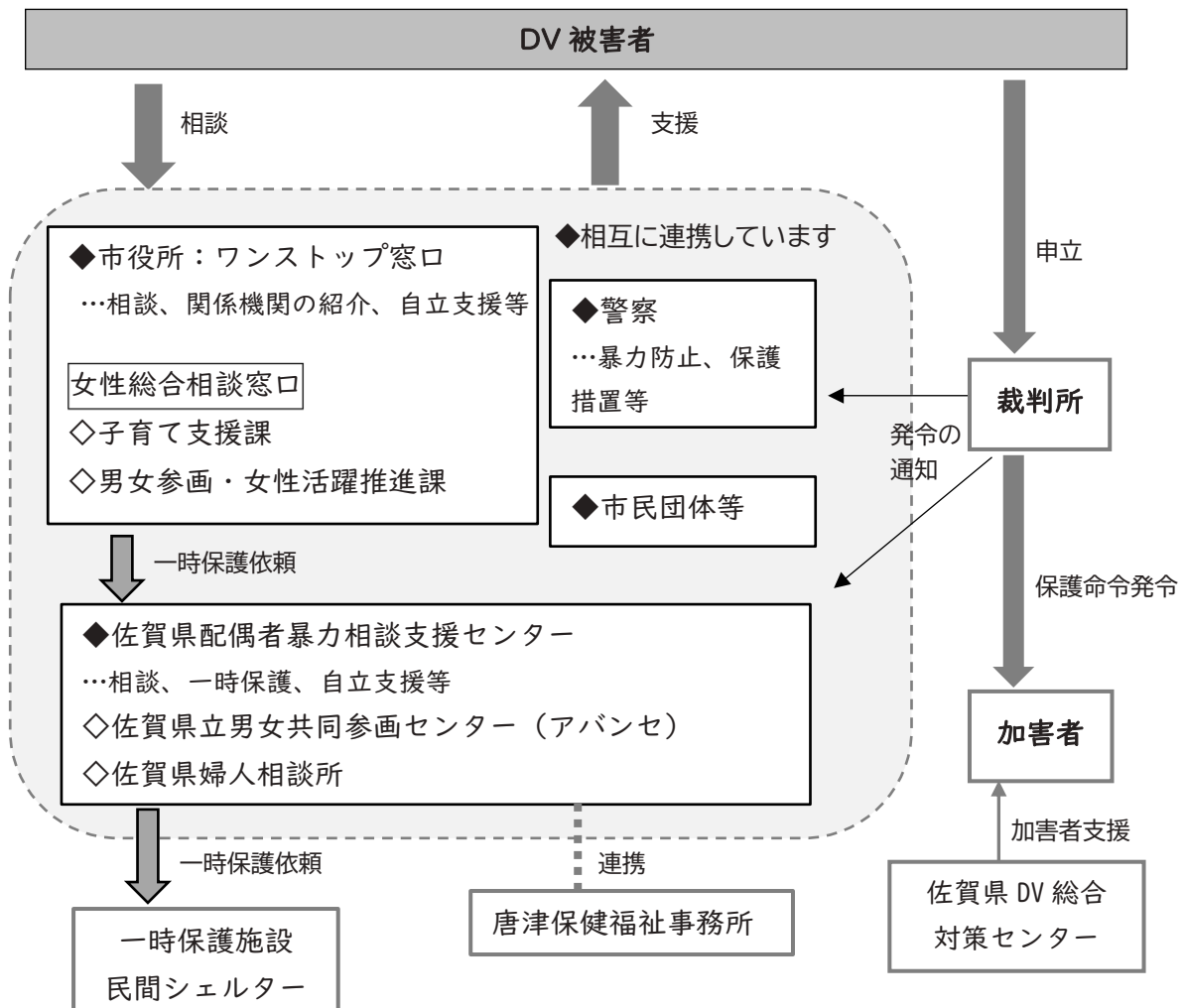
▼現状と課題

DV被害者の早期発見のためには、被害者を発見しやすい立場にある医療機関や保健、福祉、教育機関などの協力が必要不可欠です。

また、被害の早期発見だけでなく、保護や自立支援などでも、被害の状況や被害者の置かれた環境はさまざまで、関係する庁内の部署や庁外の関係機関が多岐にわたるため、関係機関との連携強化が重要になっています。

DV被害者の保護・支援を円滑に行うため、関係機関が共通の理解と認識を持ち、情報管理の徹底と、相談・保護・自立支援という段階に応じた切れ目のない確実な連携を強化します。

【関係機関との連携のイメージ】



▼具体的な施策

主な取組	内容	担当課
施策①関係機関との連携強化		
関係機関との連携体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・県や関係機関等と連携し、情報交換、ケース検討などを行いながら実態の把握に努め、さまざまなケースに対応する。 	子育て支援課 関係課
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容に応じて、迅速で適切に対応できるよう、児童相談所、警察などの関係機関や民間団体などと情報の共有や協力体制を強化する。 ・緊急時や夜間の相談には、警察や婦人相談所と連携するとともに、被害者に関する情報を共有し、一時保護施設に入所するまでの被害者やその子どもなどの安全を確保する。 ・医療・介護関係者や民生・児童委員、保育・学校関係者などと連携して情報を共有し、被害者の早期発見に努める。 	子育て支援課
	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内関係部署間の情報交換や検討会議を年1回以上行い、連携体制を強化する。 	男女参画・女性活躍推進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコールや薬物依存と関連した相談窓口の周知を行うとともに、専門の相談機関との連携を強化する。 	保健医療課
苦情に対する適正な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・相談・保護・支援をする職員の対応などに被害者から苦情が寄せられたときは、適切な対応に努めるとともに庁内での情報共有と必要に応じた改善を行う。 	子育て支援課

5 成果指標・活動指標一覧

(1) 成果指標一覧

指標名	現状値	目標値 (R6 年度)	出典・根拠	計画体系
基本目標1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり				
男女共同参画の認知度（意味を知っている、聞いたことがある）	79.9% (H30 年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	1 - (1)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する割合（反対、どちらかといえば反対）	62.3% (H30 年度)	70%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	1 - (1)
「男のくせに・女のくせに」、「男らしく・女らしく」などと言われて、嫌な気持ちになった中学生の割合	9.7% (H30 年度)	0%	男女共同参画に関する中学生意識調査	1 - (2)
審議会等委員に占める女性の割合	33.3% (H30 年度)	40%(早期)更に50%を目指す (女性委員がいない審議会をなくす)	唐津市公的審議会等女性委員登用率	1 - (3)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」など、性別で役割を固定する考え方に反対する市職員の割合（反対、どちらかといえば反対）	68.8% (H30 年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための職員意識調査	1 - (4)
基本目標2 安全・安心な社会づくり				
消防団員に占める女性の割合	47人 (H31 年度)	74人	全団員数 (3,711人)の2%を目指す	2 - (1)
がんの検診受診率	子宮頸がん 23.7% 乳がん 13.5% (H30 年度)	50%	佐賀県の重点目標「女性特有のがん対策を総合的に推進」に基づくもの	2 - (2)

第3部 計画の内容

指標名	現状値	目標値 (R6年度)	出典・根拠	計画体系
基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり				
市内企業の女性管理職（課長職以上）登用率	19.7% (H30年度)	25%	女性活躍推進に関する企業アンケート調査	3-（1）
女性活躍推進の取組を進めている企業の割合	41.7% (H30年度)	50%	男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査	3-（1）
女性農業委員数 (全19人)	2人 (H31年度)	7人	唐津市農業委員会	3-（2）
「ワーク・ライフ・バランス」の認知度（意味まで知っている又は聞いたことがある）	63.3% (H30年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	3-（3）
基本目標4 男女間の暴力のない社会づくり				
夫婦間における次のような行為を“暴力”と認知する人の割合 ①【精神的暴力】友人関係や電話を細かく監視する ②【経済的暴力】必要な生活費を渡さない ③【性的暴力】避妊に協力しない	① - % ② - % ③ - %	①~③ 100%	調査対象としていなかったが今後認知度を上げることによって認識の向上を促進する。	4-（1）
「DV」の認知度（意味まで知っている又は聞いたことがある）	88.9% (H30年度)	100%	男女共同参画社会づくりのための市民意識調査	4-（1）
デートDVに対する認知度（言葉も内容も知っている又は言葉は知っている）	52.3% (H30年度)	60%(早期)更に100%を目指す	男女共同参画に関する中学生意識調査	4-（1）

(2) 活動指標一覧

施策の方向	指標名	現状値	目標値 (R6年度)
基本目標1 男女共同参画の意識づくり・社会づくり			
(1)固定的な性別役割分担意識の解消	男女共同参画フォーラム、講演会などの参加者数	991人 (H30年度)	1,500人
	人権フォーラムの参加者数	100人 (H30年度)	200人
(2)幼少期からの男女共同参画意識の形成	市民団体と連携した講座などの参加者数	635人 (H30年度)	700人
	男性の家事・育児・介護参画を促進する講座の実施回数	32回 (H30年度)	40回
(3)政策・方針決定過程への女性の参画促進	唐津市女性人材バンク登録者数	21人 (H30年度)	30人
(4)市役所での取組強化	男女共同参画に関する職員研修の実施回数	1回 (H30年度)	毎年1回以上
	係長以上の女性職員の割合	19.4% (H31.4.1現在)	25%
	男性職員の育児休業取得率	0% (H30年度)	5%
	職員一人当たりの年次休暇取得率	55.5% (11.1日) (H30年度)	65% (平均13日)
基本目標2 安全・安心な社会づくり			
(1)地域防災における男女共同参画の推進	自主防災組織、住民向け防災説明会実施	15回 (H30年度)	15回
(2)生涯を通じた心身の健康支援	特定健康診査の受診率	41.3% (H30年度)	60%
	特定妊婦の数 (支援計画をたてた数)	119人 (H30年度)	—

第3部 計画の内容

施策の方向	指標名	現状値	目標値 (R6年度)
基本目標2 安全・安心な社会づくり			
(3)暮らしに困難を抱えた人への支援	(ひとり親家庭) 自立支援教育訓練給付金利用 人数	4人 (H30年度)	—
	(ひとり親家庭) 高等職業訓練推進資金貸付金 利用人数	23人 (H30年度)	—
	公民館等での人権研修・講座 の開催数	155回 (H30年度)	192回 (R1年度) 単年度で目標 設定
基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり			
(1)職場における男女共同参画と女性活躍の推進	市内事業所の「女性の活躍推進佐賀県会議」会員登録数	28事業所 (H30年度)	43事業所
(2)農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進	家族経営協定の締結数	167件 (H31.3月末)	197件
(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	放課後児童クラブの利用が必要だが利用できない児童数	50人 (R1.5月現在)	0人
基本目標4 男女間の暴力のない社会づくり			
(1)男女間のあらゆる暴力の根絶	DV 防止啓発セミナーなどの参加者数	48人 (H30年度)	80人

参考資料

- 1 唐津市男女共同参画推進協議会委員名簿
- 2 唐津市男女共同参画推進協議会設置要綱
- 3 唐津市男女共同参画推進本部設置要綱
- 4 唐津市男女共同参画基本計画（第4次）策定の経緯
- 5 唐津市男女共同参画行動計画（第3次）などの評価
- 6 男女共同参画行政年表
- 7 関連法令
- 8 用語解説

I 唐津市男女共同参画推進協議会委員名簿

(令和2年3月1日現在)

氏名	主な役職・所属等
池田 宏子	佐賀女子短期大学講師
石山 恵美	唐津地区PTA連合会 副会長 (母親会員代表)
浦郷 孝一	浜玉公民館館長
斧山 裕一	唐津市民生・児童委員連絡協議会会長
久保 美樹	公募委員 (唐津商工会議所女性会会長、国際ソロプチミスト唐津)
合田 富士子	公募委員 (北波多女性ネットワーク「未来」会長)
坂口 伸久	唐津農業協同組合・佐賀県指導農業士
竹永 成宏	唐津市保育会会長、七山保育園園長
田坂 茜	弁護士、佐賀県男女共同参画審議会委員
田代 恵美子	唐津市男女共同参画ネットワーク“レゾナ”庶務
谷口 繁美	唐津市地域婦人連絡協議会会長、呼子町女性防火クラブ会長
中島 直子	唐津市女性人材バンク登録者 (地域互助力向上ネットワーク0-100地域の輪 代表)
能隅 文興	唐津商工会議所 総務課参事兼係長
松本 律夫	人権擁護委員
吉村 多恵子	特定社会保険労務士

(50音順)

任期：平成30年10月1日～令和2年9月30日

2 唐津市男女共同参画推進協議会設置要綱

平成 22 年 6 月 8 日

告示第 177 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、唐津市男女共同参画推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について、調査し、及び協議する。

- (1)男女共同参画社会づくりに関する市の施策の推進に関する事。
- (2)男女共同参画推進に関する計画(以下「計画」という。)の策定及び変更に関する事。
- (3)計画の進捗状況及び成果の点検並びにその評価に関する事。
- (4)前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画施策の推進のため、市長が必要と認める事。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。
2 委員は、市民、学識経験者、その他社会的な貢献を行う団体のなかから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。
2 協議会の議事及び会議録は、原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱いについては十分配慮し、必要に応じて非開示とする等の適切な措置を講じるものとする。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、未来創生部男女参画・女性活躍推進課において処理する。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 (略)

3 唐津市男女共同参画推進本部設置要綱

平成17年1月1日

告示第22号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、男女共同参画推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 男女共同参画推進に関する計画(以下「計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画に係る施策の推進及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は、未来創生部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 唐津市部設置条例(平成17年条例第6号)第1条の部の長、ポートレース企業局次長、水道局長、消防長、会計管理者、教育委員会教育部長、議会議務局長及び市民センター長の職務にある者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部の会務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部の委員が出席できないときは、当該委員の指名する者が代理して出席することができる。

(幹事会)

第6条 本部に、所掌事務を調査研究させるため、男女共同参画推進幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、未来創生部男女参画・女性活躍推進課長をもって充てる。
- 4 幹事は、職員のうちから幹事長が指名する。
- 5 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の会議を招集する。
- 6 幹事長は、幹事会の研究の結果を速やかに本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、未来創生部男女参画・女性活躍推進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則(略)

4 唐津市男女共同参画基本計画（第4次）策定の経緯

●平成30年8月10日～8月27日

「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」を実施。

1 調査期間	平成30年8月10日～8月27日		
2 調査対象	市内居住18歳以上の各男女1,000人（合計2,000人）		
3 調査方法	郵送		
4 回収率	31.6%（有効回答率：31.5%）		
5 調査項目			
	分 野	設問番号	設問数 (副設問を含む)
(1)	回答者の属性	Q1～Q5	6問
(2)	結婚や家庭生活について	問1～問2	2問
(3)	教育・子育てについて	問3～問4	2問
(4)	仕事と生活について	問5～問12	15問
(5)	心と身体の健康について	問13～問14	2問
(6)	社会活動について	問15～問17	4問
(7)	人権尊重について	問18～問24	11問
(8)	男女共同参画について	問25～問26	2問
	合 計		44問
6 男女比	女性56.4%、男性42.1%、その他0.2%、無回答1.3%		
7 年齢構成	女性	10・20歳代8.7%、30歳代10.1%、40歳代14.4%、 50歳代17.2%、60歳代22.3%、70歳代15.8%、 80歳以上11.5%	
	男性	10・20歳代5.3%、30歳代9.1%、40歳代14.3%、 50歳代17.4%、60歳代26.8%、70歳代18.5%、 80歳以上8.7%	

●平成 30 年 9 月 5 日～9 月 25 日

「男女共同参画社会づくりのための企業アンケート調査」を実施。

1 調査期間	平成 30 年 9 月 5 日～9 月 25 日		
2 調査対象	市内に本社がある従業員 10 人以上の企業 399 社		
3 調査方法	郵送		
4 回収率	43.9% (有効回答率：43.9%)		
5 調査項目			
	分 野	設問番号	設問数 (副設問を含む)
(1)	企業の概要	問 1～問 3	3 問
(2)	女性の活躍推進について	問 4～問 9	10 問
(3)	女性の再就職状況について	問 10	3 問
(4)	育児・介護との両立支援について	問 11～問 14	7 問
(5)	ワーク・ライフ・バランスについて	問 15	2 問
(6)	ハラスメントについて	問 16	1 問
(7)	一般事業主行動計画について	問 17～問 18	2 問
(8)	男女共同参画に関する行政の取組み・支援について	問 19	1 問
		合 計	29 問
6 企業規模	20 人未満 41.1%、20～50 人未満 35.4%、50～100 人未満 12.0%、100～200 人未満 8.6%、200 人以上 2.9%		
7 従業員の男女比	女性 49.9% (4,461 人)、男性 50.1% (4,478 人)		

●平成 30 年 10 月 19 日

「平成 30 年度第 2 回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の開催。

- ・唐津市男女共同参画行動計画（第 4 次）の策定について

●平成 30 年 11 月 17 日・28 日

「男女共同参画に関する講話とワークショップ」の開催。

1 実施日時	平成 30 年 11 月 17 日 (土) 10:00～12:00	平成 30 年 11 月 28 日 (水) 14:00～16:00
2 参加人数	14 人	27 人
3 場所	唐津市民交流プラザ会議室	相知交流文化センター研修室
4 実施方法	講話、各 5 名程度のグループに分かれてのワークショップ	
5 ワークショップ での検討項目	「男女共同参画の課題・解決策」 の検討	「男女共同参画の移り変わり・課題」 の検討
内容		
◆講演 講師：池田宏子さん（佐賀女子短期大学講師・唐津市男女共同参画推進協議会会長） 「男女共同参画ってなんだろう？」 -身近な例から考える男女共同参画について		
ワークショップ① (11/17) 「男女共同参画の課題・解決案」の検討 ○ <u>男女共同参画の視点が欠けている・必要だ と思うこと</u> 「家庭」「地域」「職場」「学校」の項目ごと に、自由に意見を出しあった。 ○ <u>課題解決のために住民や企業、行政が取り 組むこと</u> 上記で出された課題を解決するためのアイ デアを各グループで議論した。	ワークショップ② (11/28) 「男女共同参画の移り変わり・課題」の検討 ○ <u>男女共同参画について変化を感じる点</u> 「家庭」「地域」「職場」「学校」の項目ごと に、自由に意見を出しあった。 ○ <u>男女共同参画の視点が欠けている・必要だ と思うこと</u> 「家庭」「地域」「職場」「学校」の項目ご とに、自由に意見を出しあった。	

●平成 30 年 12 月 4 日～12 月 28 日

「男女共同参画に関する中学生意識調査」を実施。

1 調査期間	平成 30 年 12 月 4 日～12 月 28 日		
2 調査対象	市内中学校の 2 年生男女 1,309 人 (19 校)		
3 調査方法	各学校での配布・回収		
4 回収率	93.7% (有効回答率：93.6%)		
5 調査項目			
	分 野	設問番号	設問数 (副設問を含む)
(1)	回答者の属性	問 1～問 2	2 問
(2)	男女平等について	問 3～問 7	7 問
(3)	将来について	問 8～問 13	6 問
(4)	男女共同参画社会について	問 14～問 15	2 問
(5)	自分らしく生きられる社会について	問 16～問 18	3 問
(6)	男女間の人権について	問 19～問 23	5 問
		合 計	25 問
6 男女比	女子 48.0%、男子 52.0%		

●平成 31 年 2 月 13 日

「職業生活における女性活躍推進に向けたグループインタビュー」の実施。

1 実施日時	平成 31 年 2 月 13 日 (水) 14:00～15:30		
2 参加者	唐津市内の事業所に勤務する 20～40 代の一般従業員 10 人		
3 参加事業所	ヒダカ工業株式会社 唐津上場商工会 TBソーテック九州株式会社 唐津東商工会 宮島醤油株式会社	唐津信用金庫 株式会社ブルーム 中島商事株式会社唐津支店 唐津商工会議所 唐津市役所	
4 場所	唐津市民会館会議室		
5 実施方法	グループインタビュー		
6 検討項目	・「女性活躍推進」「男女共同参画」に関する職場での課題・解決策の検討		

●平成 31 年 3 月 27 日

- 「平成 30 年度第 3 回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の開催。
- ・唐津市の男女共同参画の現状と課題について
(市民意識調査、企業アンケート調査、中生意識調査の結果概要)
 - ・唐津市男女共同参画行動計画(第 4 次)の策定について

●令和元年 5 月 28 日

- 「令和元年度第 1 回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の開催。
- ・唐津市の男女共同参画の現状と課題について
(市民意識調査、企業アンケート調査、中生意識調査の結果概要)
 - ・唐津市男女共同参画行動計画(第 4 次)(案)について

●令和元年 7 月 2 日

- 「令和元年度第 1 回唐津市男女共同参画推進本部会議」の開催。
- ・唐津市男女共同参画行動計画(第 4 次)(案)について

●令和元年 9 月 2 日

- 「令和元年度第 2 回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の開催。
- ・唐津市男女共同参画行動計画(第 4 次)(案)基本目標 1・2 について

●令和元年 9 月 25 日

- 「令和元年度第 3 回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の開催。
- ・唐津市男女共同参画行動計画(第 4 次)(案)基本目標 3・4 について

●令和元年 10 月 30 日

- 「令和元年度第 4 回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の開催。
- ・唐津市男女共同参画行動計画(第 4 次)(案)について

●令和元年 12 月 1 日～令和元年 12 月 31 日

パブリックコメント実施。

●令和 2 年 2 月 21 日

- 「令和元年度第 5 回唐津市男女共同参画推進協議会会議」の開催。
- ・唐津市男女共同参画基本計画(第 4 次)(案)について

●令和 2 年 3 月 3 日

- 「令和元年度第 2 回唐津市男女共同参画推進本部会議」の開催。
- ・唐津市男女共同参画基本計画(第 4 次)(案)について

5 唐津市男女共同参画行動計画（第3次）などの評価

「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」、「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」、「唐津市女性活躍推進計画」の基本目標実現に向けた事業の実施状況について、平成30年度に事業担当課で達成度の自己評価を行いました。

※一つの事業に複数の担当課がある場合、主になる担当課の評価を記載しています。

※評価内容

A+：目標を上回って達成（101%以上）

A：目標をおおむね達成（80～100%）

B：着手し推進しているが、目標達成には至らず（60～80%）

C：目標に対してほぼ着手しておらず、未達成（40%以下）

（1）唐津市男女共同参画行動計画（第3次）の達成状況

【唐津市男女共同参画行動計画（第3次）の達成状況（平成27～31年度）】

評価実施時期：平成30年度

基本目標別	施策数	達成度別 施策数				
		A+	A	B	C	未評価
I 男女共同参画の意識づくり	50	-	34	12	4	-
II 男女がともに自立し、いきいきと働き、活動する社会づくり	70	-	41	17	12	-
III 男女間の暴力のない社会づくり	18	-	14	4	-	-
IV 生涯を通じた健康づくり	18	-	11	5	1	1
合計 ()は構成比	156 (100.0%)	-	100 (64.1%)	38 (24.4%)	17 (10.9%)	1 (0.6%)

156 施策中 100 施策（64.1%）が目標をおおむね達成しA評価となっています。

また、着手し推進しているが、目標達成には至っていないB評価が2割強（24.4%）、目標に対してほぼ着手しておらず、未達成のC評価が1割程度（10.9%）となっています。

(2) 唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）の達成状況

【唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）の達成状況（平成27～31年度）】

評価実施時期：平成30年度

基本目標別	施策数	達成度別 施策数				
		A+	A	B	C	未評価
1 DV防止のための意識啓発と情報提供	11	-	8	1	2	-
2 DV被害者の発見通報体制や相談体制の充実	11	-	9	2	-	-
3 DV被害者の保護体制の充実	6	-	5	1	-	-
4 DV被害者の自立支援の充実	5	-	5	-	-	-
5 推進体制の充実	6	-	4	2	-	-
合計 ()は構成比	39 (100.0%)	-	31 (79.5%)	6 (15.4%)	2 (5.1%)	-

39施策中31施策にあたる約8割（79.5%）が、目標をおおむね達成しA評価となっています。

(3) 唐津市女性活躍推進計画の達成状況

【唐津市女性活躍推進計画の達成状況（平成30～31年度）】

評価実施時期：平成30年度

基本目標別	施策数	達成度別 施策数				
		A+	A	B	C	未評価
I 職業生活における女性活躍の推進	9	-	-	6	3	-
II 就業生活と家庭生活との両立支援	7	-	3	1	2	1
合計 ()は構成比	16 (100.0%)	-	3 (18.7%)	7 (43.8%)	5 (31.3%)	1 (6.2%)

「着手し推進しているが、目標達成には至っていない」とするB評価の割合が最も高く約4割（43.8%）を占めています。

6 男女共同参画行政年表

	世界(国連)	国	佐賀県	唐津市
1975年 (S50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 開催 「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置		
1976年 (S51)	・「国連婦人の十年」 始まる(1976年～ 1985年)	・民法一部改正(離婚後の氏 の選択自由)施行		
1977年 (S52)		・「国内行動計画」策定	・長期総合計画に「婦人 に関する施策の推進」を 盛り込む	
1979年 (S54)	・国連第34回総会 「女子差別撤廃条約」 採択			
1980年 (S55)	・「国連婦人の十年」 中間年世界会議(コペ ンハーゲン)開催	・女子差別撤廃条約署名		
1985年 (S60)	・「国連婦人の十年」 最終年世界会議(ナイ ロビ)開催 ・「婦人の地位向上の ためのナイロビ将来戦 略」採択	・「男女雇用機会均等法」公布 (S61年施行) ・「女子差別撤廃条約」批准	・「佐賀県婦人問題対策 の推進方策」策定	
1987年 (S62)		・「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」策定		
1988年 (S63)			・佐賀県長期構想に「男 女共同参加の社会づく り」を盛り込む	
1990年 (H2)			・「さが女性プラン21」 策定	
1991年 (H3)		・「西暦2000年に向けての新 国内行動計画」(第1次改定) 策定 ・「育児休業に関する法律」 (育児休業法)制定(H4年施 行)		・《合併前唐津市》 「女性のつどい」設 置(教育委員会社会 教育課)
1993年 (H5)	・国連総会「女性に対 する暴力の撤廃に関す る宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の 改善等に関する法律」(パート タイム労働法)施行	・「佐賀県女性行政推進 会議」設置	
1994年 (H6)		・「男女共同参画推進本部」設 置		
1995年 (H7)	・第4回国連世界女 性会議(北京)開催 「北京宣言」、「行動綱 領」採択	・「育児休業法」改正(育児・ 介護休業法に改称)(H11年全 面施行)	・佐賀県立女性センター (アバンセ)開館	《合併前唐津市》教 育委員会社会教育課 に「女性青少年対策 室」設置 ・第1回唐津市男女 共同参画推進フォー ラム実施(市主催)
1996年 (H8)		・「男女共同参画2000年プ ラン」策定	・「さが女性プラン21 (改訂版)」策定	《合併前唐津市》公 募による「女性つど い」設置 ・《合併前唐津市》 女性問題に関する市 民意識調査実施
1997年 (H9)		・「男女雇用機会均等法」改正 (H11年施行)		・《合併前唐津市》 企画調整課に「女性 政策室」設置
1998年 (H10)				・《合併前唐津市》 「男女共同参画推進 本部」設置 ・《合併前唐津市》 「唐津市男女共同参 画推進行動計画策定 懇話会」設置

参考資料

	世界(国連)	国	佐賀県	唐津市
1999年(H11)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行		・《合併前唐津市》「唐津市男女共同参画推進行動計画」策定 ・《合併前唐津市》企画情報部企画調整課男女共同参画室に名称変更
2000年(H12)	・国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)開催	・「男女用参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー規制法」公布、施行		
2001年(H13)		・内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議設置 ・「DV防止法」公布(H14年全面施行) ・「女性に対する暴力をなくす運動」決定 ・「育児・介護休業法」改正(H14年施行) ・第1回男女共同参画週間	・「佐賀県男女共同参画基本計画」策定 ・「佐賀県男女共同参画推進条例」施行	・《合併前唐津市》企画情報部男女共同参画室設置
2002年(H14)			・佐賀県男女共同参画推進員を設置(H21年度まで) ・佐賀県立女性センターを「配偶者暴力相談支援センター」に位置づける	・《合併前唐津市》市民意識調査実施
2003年(H15)	・国連女子差別撤廃委員会第29会期において、日本の第4・5回女子差別撤廃条約実施状況報告を審議	・「次世代育成支援対策推進法」公布、一部施行(H17年全面施行) ・「女性のチャレンジ支援策」報告		・《合併前唐津市》「唐津市男女共同参画推進行動計画策定懇話会」設置、提言を受ける
2004年(H16)		・「DV防止法」改正、施行 ・「育児・介護休業法」改正(H17年施行)	・「佐賀県DV総合対策会議」及び「佐賀県DV総合対策センター」を設置	・《合併前唐津市》「第二次唐津市男女共同参画推進行動計画」策定
2005年(H17)	・第49回国連婦人の地位委員会、通称「北京+10」(ニューヨーク)開催	・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定	・佐賀県男女共同参画推進連携会議を創設	・市町村合併により新唐津市誕生 ・総合政策部男女共同参画課となる ・「唐津市男女共同参画行動計画」策定
2006年(H18)		・「男女雇用機会均等法」改正(H19年施行)	・「佐賀県男女共同参画基本計画」改定 ・「佐賀県DV被害者支援基本計画」策定	
2007年(H19)		・「パートタイム労働法」改正(H20年施行) ・「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「DV防止法」改正(H20年施行)	・「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画」策定	
2008年(H20)		・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出		・市民意識調査実施 ・「唐津市男女共同参画行動計画策定懇話会」設置
2009年(H21)		・「育児・介護休業法」改正(H22年施行) ・女子差別撤廃条約実施状況第6回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解公表	・「佐賀県DV被害者支援基本計画」改定 ・「女性センター」の名称を「男女共同参画センター」に変更	・地域振興部男女共同・市民協働課へ機構改革 ・「唐津市男女共同参画行動計画策定懇話会」の提言を受ける

	世界（国連）	国	佐賀県	唐津市
2010年 (H22)	・国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）開催	・「男女共同参画基本計画（第3次）」策定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和促進のための行動指針」改定		・企画経営部男女共同参画・市民協働課へ機構改革 ・唐津市男女共同参画推進協議会設置要綱制定 ・「唐津市男女共同参画行動計画（第2次）」策定
2011年 (H23)	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UNWomen）」発足		・「男性総合相談」開設 ・「佐賀県男女共同参画基本計画」（2011-2015）を策定	
2012年 (H24)		・改正育児・介護休業法施行	・性暴力支援センターさが（さが mirai）開設	・「唐津市特定事業主行動計画」策定 ・企画経営部男女共同参画・地域づくり課へ機構改革
2013年 (H25)		・「男女雇用機会均等法」改正（H26年施行） ・「ストーカー規制法」改正・施行 ・「DV防止法」改正（H26年施行）	・「佐賀県職員男女共同参画推進基本計画（2013-2016）」を策定	・企画財政部男女共同参画・地域づくり課へ機構改革 ・市民意識調査実施
2014年 (H26)		・「パートタイム労働法」改正（H27年施行） ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	・「女性の大活躍推進佐賀県会議」発足 ・「佐賀県DV被害者支援基本計画」改定	
2015年 (H27)	・国連サミットで「持続可能な開発目標」2030アジェンダ採択 ・第59回国連婦人の地位委員会閣僚級会議「北京+20」開催	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布（H28年全面施行） ・「第4次男女共同参画基本計画」策定		・「第2次唐津市総合計画」策定 ・「唐津市男女共同参画行動計画（第3次）」策定 ・「唐津市DV被害者支援基本計画（第2次）」策定 ・「唐津市特定事業主行動計画（第2次）」策定
2016年 (H28)	・第60回国連女性の地位委員会開催 ・国際女性差別撤廃委員会が日本政府の「第7回及び第8階報告」に対する最終見解	・「男女雇用機会均等法」改正（H29年施行） ・「育児・介護休業法」改正（H29年施行） ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律」改正（H29年施行）	・「第4次佐賀県男女共同参画基本計画」（「佐賀県女性活躍推進計画」含む）策定	・「唐津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定
2017年 (H29)		・いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に対する関係府対策会議の設置		・企業アンケート調査実施
2018年 (H30)		・「子ども・子育て支援法」改正（R1年施行） ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布		・「唐津市女性活躍推進計画」策定 ・未来創生部男女参画・女性活躍推進課へ機構改革 ・市民意識調査実施 ・中学生意識調査実施 ・企業アンケート調査実施
2019年 (R1)	・W20日本開催（第5回WAW!と同時開催）	・「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、改正（R2年施行） ・「育児・介護休業法」改正（R3年施行） ・「DV防止法」改正（R2年施行）	・「第4次佐賀県DV防止・被害者等支援基本計画」策定	

7 関連法令

(1) 男女共同参画社会基本法（抄）

平成11年6月 法律第78号
最終改正 平成11年7月 法律第102号
平成11年12月 法律第160号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していること

にかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱二前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査

参考資料

研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を促進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章

(男女共同参画会議)

附 則 略

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抄）

平成 27 年 法律第 64 号

最終改正：令和元年 6 月 法律第 24 号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族

を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活に

- における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項四前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。
(都道府県推進計画等)
- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省

令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の

推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第

四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

(平二九法一四・一部改正)

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年

数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にか

かわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
--------------	---

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二

第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の

十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（抄）

平成13年法律第31号

最終改正：令和元年6月法律第46号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等
(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条におい

て「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命

令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力

相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、

第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの

身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則（略）

8 用語解説

用語	解説
インセンティブ	意欲向上や目標達成のための刺激策。個人が行動を起こすときの内的欲求（動因）に対して、その欲求を刺激し、引きだす誘因（インセンティブ）を指しています。
NPO	利益を得て配当することを目的とする企業に対し、社会的な使命を達成することを目的としています。一般に、法人格の有無や法人格の種類（NPO法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、協同組合など）を問わず、民間の立場で、社会的なサービスを提供したり、社会問題を解決するために活動する団体を指します。
M字（カーブ）	女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するというカーブのこと。
LGBTs	恋愛の対象が同性や両性である人や、生まれたときの性別に違和感を持つ人、性同一性障害の人など、性のあり方が多数の人たちと異なる人たちを総称して「LGBTs」（エル・ジー・ビー・ティー・ズ）と呼ぶことがあります。偏見や差別をなくし、正しい理解を深めることが必要です。 この計画では、「唐津市人権教育・啓発基本方針（平成31年3月策定）」に準じて、「LGBTs」と表記します。
家族経営協定	家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人一人の役割と責任が明確になり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたものです。
固定的な性別役割分担	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けることをいいます。「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」などは固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。
周産期医療	周産期とは、妊娠後期から新生児早期までのお産にまつわる時期を一括した概念をいい、この時期に母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守るのが周産期医療です。
ジェンダー	社会的・文化的に形成された性別です。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作りあげられた「男性像」「女性像」があり、このような男女の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）といいます。ジェンダーは、それ自体に良い悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

用語	解説
女性のエンパワメント	女性が自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、文化的に力をつけるとともに、それを発揮し、行動していくことをいいます。
女性人材バンク	各分野で活動している市内在住または勤務している女性の情報を幅広く集めて、市の審議会や委員会などに女性の委員登用を進めています。
女性の活躍推進佐賀県会議（女性の活躍推進佐賀県会議）	女性が能力や感性を生かし、いきいきと働き続けることができる社会をめざし、県内の経済団体が中心となって、平成26年1月に「女性の活躍推進佐賀県会議」（以下、「会議」）が設置されました。会議では、設立趣旨に賛同する県内企業・団体などと連携して、女性の社会進出の促進、女性の能力と感性をより発揮できる社会づくりを進めています。（令和元年度から「女性の活躍推進佐賀県会議」に名称変更）
セクシュアル・ハラスメント	性的嫌がらせ。継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。
DVシェルター	暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所のことです。女性に対し、居住場所や食事などを提供し、様々な相談に応じるなど、女性に対する支援を行っています。一般的にシェルターとは、民間団体が運営するものを指すことが多いようです。
デートDV	恋人同士の間で起きる暴力を指します。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	夫婦や恋人など親密な間柄にある男女（パートナー）間において、主に男性から女性に加えられる身体的・精神的・性的な暴力を指します。物理的な暴力だけでなく、おどし、ののしり、無視、言動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念です。
二次被害	この計画では、相談を受けた人が被害者に不適切な対応をとることで、DVで傷ついた被害者が更に傷つくことをいいます。
配偶者暴力相談支援センター	<p>DV防止法では、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすこととなっています。また、市町村も自らが設置する適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすよう努めることが求められています。配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止および被害者保護のため、以下の業務などを行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談や相談機関の紹介 ・自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助 ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助

	<p>・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助など</p> <p>佐賀県では、佐賀県婦人相談所と佐賀県立男女共同参画センターの2か所が配偶者暴力相談支援センターとして機能しています。</p>
婦人相談所	<p>売春防止法第34条に基づき、各都道府県に必ず1つ設置されています。</p> <p>元々は売春を行うおそれのある女子の相談、指導、一時保護等を行う施設でしたが、婦人保護事業の中で女性に関する様々な相談に応じる中で配偶者間の暴力に関しても「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立前から相談・保護に取り組んできました。</p> <p>平成13年4月に成立した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられました。</p> <p>佐賀県では、平成14年4月から、佐賀県婦人相談所がその役割を担う機関のひとつとなっています。</p>
ユニバーサルデザイン (UD)	<p>製品、建物、空間、環境などを、様々な人ができる限り利用可能であるようにはじめから考えてデザインするという概念です。世の中には、男性や女性、子どもや高齢の人、障がいのある人、日本語が分からない人など様々な人たちがいます。こうした違いを超えて、できる限り多くの人に使いやすいよう考えてつくることです。</p>
ロールモデル	<p>将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデル。</p> <p>「女性のチャレンジ支援策について」(平成15年4月男女共同参画会議意見)では、一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるように、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されています。</p>
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ	<p>リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)と、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)。</p> <p>1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全な性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期の健康上の問題など、障がいを通じた性と生殖の課題が幅広く議論されています。</p>
6次産業化	<p>農林水産物などの生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動で、農林水産物などの価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指したもの。</p>
ワンストップ相談窓口	<p>各種行政手続きの案内、受付、交付などのサービスを身近な窓口やパソコンで、1か所あるいは1回の手続きで提供することをワンストップ・サービスといいます。手続などに係る負担の軽減、利便性を向上させることを目的としています。</p>

唐津市男女共同参画基本計画（第4次）

発行年月 令和 2 年 3 月

発行 唐津市 未来創生部 男女参画・女性活躍推進課

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

TEL：0955-72-9239

FAX：0955-72-9182

QR
コード

この計画書の文字は、ユニバーサルデザインに対応した「UD デジタル教科書体」を使用しています。